

## 基本計画書

基本計画								
事項	記入欄						備考	
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更							
フリガナ設置者	コクリツダイガクホウジンエヒメダイガク 国立大学法人愛媛大学							
フリガナ大学の名称	エヒメダイガク 愛媛大学 (Ehime University)							
大学本部の位置	愛媛県松山市道後樋又10番13号							
大学の目的	愛媛大学は、学術の一中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献することを目的とする。							
新設学部等の目的	<p>平成18年度から、特別選抜（推薦入試）の枠内に、愛媛県内高校出身者を対象にした「地域特別枠自己推薦（平成28年度からは「地域特別枠推薦）」5人を導入し、将来、地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有し、地域社会において医学・医療発展に貢献出来る医師を目指すものを選抜してきた。その後も、平成21年度からは、「緊急医師確保対策」に基づく入学定員増（5人）及び「経済財政改革の基本方針2008」を踏まえた入学定員増（5人）を、平成22年度からは、「経済財政改革の基本方針2009」を踏まえた入学定員増（7人）を、平成27年度からは、「新成長戦略」に基づき入学定員増（3人）を行い、併せて「地域特別枠自己推薦（平成28年度からは「地域特別枠推薦）」の入学制度の定員枠を20人まで拡大してきた。</p> <p>また、平成24年度からは、「地域医療に従事する医師を確保し、その定着を図ることににより医師の地域偏在を解消する」ことを目的に、医学部附属病院地域医療支援センターを設置し、県内の医師不足の状況等を把握するとともに、地域医療奨励学生を含めた全ての若手医師のキャリア形成に配慮しながら、地域の医療機関への支援を実践している。</p> <p>しかし、地域医療を取り巻く現状は厳しさを増し、医師不足の解消のみならず医師の地域偏在の解消は極めて喫緊の課題であることから、愛媛県の策定する地域医療再生計画に基づく地域の医師確保に係る奨学金を活用し、平成29年度を期限とする医学部臨時定員の再度の定員増により、平成31年度までの臨時定員増（5人）を行うものである。</p>							
新	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
		年	人	年次人	人		年 月 第 年次	
	法文学部 人文社会学科 (昼間主コース)	4	275	3年次10	1,120	学士(法学・政策学) 学士(学術) 学士(人文学)	平成28年4月 第1年次	愛媛県松山市文京町 3番
	人文社会学科 (夜間主コース)	4	90	3年次20	400		平成28年4月 第1年次	
	教育学部 学校教育教員養成課程	4	140	-	560	学士(教育学)	平成11年4月 第1年次	愛媛県松山市文京町 3番
	特別支援教育教員養成課程	4	20	-	80		平成20年4月 第1年次	
	社会共創学部 産業マネジメント学科	4	70	-	280	学士(社会共創学)	平成28年4月 第1年次	愛媛県松山市文京町 3番
	産業イノベーション学科	4	25	-	100		平成28年4月 第1年次	
	環境デザイン学科	4	35	-	140		平成28年4月 第1年次	
	地域資源マネジメント学科	4	50	-	200		平成28年4月 第1年次	
理学部 数学科	4	50	-	200	学士(理学)	平成17年4月 第1年次	愛媛県松山市文京町 2番5号	
物理学科	4	50	-	200		平成17年4月 第1年次		
化学科	4	52	-	208		平成17年4月 第1年次		
生物学科	4	43	-	172		平成17年4月		

新設学部等の概要	地球科学科	4	30	-	120		第1年次 平成17年4月 第1年次			
	医学部 医学科	6	110 (105)	2年次5 (5)	625 (615)	学士(医学)	平成30年4月 第1年次	愛媛県東温市志津川	( )内は平成29年度を期限とする医学部臨時定員の再度の定員増を行わなかった場合の、入学定員、編入学定員及び収容定員となる。	
	看護学科	4	60	3年次10	260	学士(看護学)	平成6年4月 第1年次			
	工学部 機械工学科	4	90		360	学士(工学)	平成3年4月 第1年次	愛媛県松山市文京町 3番		
	電気電子工学科	4	80		320		平成3年4月 第1年次			
	環境建設工学科	4	90		360		平成8年4月 第1年次			
	機能材料工学科	4	70		280		平成8年4月 第1年次			
	応用化学科	4	90		360		平成3年4月 第1年次			
	情報工学科	4	80		320		平成3年4月 第1年次			
				学科共通 3年次10	20					
	農学部 食料生産学科	4	70	3年次5	290	学士(農学)	平成28年4月 第1年次	愛媛県松山市樽味 3丁目5番7号		
	生命機能学科	4	45	3年次2	184		平成28年4月 第1年次			
	生物環境学科	4	55	3年次3	226		平成28年4月 第1年次			
	計		1,770 (1,765)	2年次5 3年次60	7,445 (7,415)					
同一設置者内における変更状況(定員の移行、名称の変更等)	該当なし									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計	-				
	-	-	-	-	-	-				
教員組	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等		
			教授	准教授	講師	助教	計	助手		
	新	法文学部人文社会学科		人	人	人	人	人	人	
		40	36	12	2	90	1	29		
		(40)	(36)	(12)	(2)	(90)	(1)	(29)		
		教育学部学校教育教員養成課程		34	32	7	0	73	0	21
		(34)	(32)	(7)	(0)	(73)	(0)	(21)		
		教育学部特別支援教育教員養成課程		3	4	0	0	7	0	3
		(3)	(4)	(0)	(0)	(7)	(0)	(3)		
		社会共創学部産業マネジメント学科		9	6	2	0	17	0	0
(9)		(6)	(2)	(0)	(17)	(0)	(0)			
社会共創学部産業イノベーション学科		6	5	0	1	12	0	0		
(6)	(5)	(0)	(1)	(12)	(0)	(0)				
社会共創学部環境デザイン学科		4	5	1	1	11	0	0		
(4)	(5)	(1)	(1)	(11)	(0)	(0)				
社会共創学部地域資源マネジメント学科		8	7	1	2	18	0	1		
(8)	(7)	(1)	(2)	(18)	(0)	(1)				
理学部数学科		5	8	0	2	15	0	13		
(5)	(8)	(0)	(2)	(15)	(0)	(13)				
理学部物理学科		6	4	0	2	12	0	14		
(6)	(4)	(0)	(2)	(12)	(0)	(14)				

概 の 設 織	理学部化学科	7 (7)	4 (4)	0 (0)	2 (2)	13 (13)	0 (0)	13 (13)
	理学部生物学科	5 (5)	5 (5)	0 (0)	2 (2)	12 (12)	0 (0)	14 (14)
	理学部地球科学科	5 (5)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	9 (9)	0 (0)	13 (13)
	医学部医学科	42 (42)	57 (57)	43 (43)	161 (161)	303 (303)	0 (0)	88 (88)
	医学部看護学科	11 (11)	2 (2)	3 (3)	7 (7)	23 (23)	0 (0)	26 (26)
	工学部機械工学科	9 (9)	6 (6)	3 (3)	4 (4)	22 (22)	0 (0)	19 (19)
	工学部電気電子工学科	6 (6)	8 (8)	0 (0)	3 (3)	17 (17)	0 (0)	28 (28)
	工学部環境建設工学科	9 (9)	6 (6)	0 (0)	7 (7)	22 (22)	0 (0)	36 (36)
	工学部機能材料工学科	7 (7)	5 (5)	1 (1)	4 (4)	17 (17)	0 (0)	23 (23)
	工学部応用化学科	9 (9)	9 (9)	1 (1)	11 (11)	30 (30)	2 (2)	21 (21)
	工学部情報工学科	8 (8)	6 (6)	2 (2)	5 (5)	21 (21)	1 (1)	21 (21)
	農学部食料生産学科	15 (15)	12 (12)	1 (1)	6 (6)	34 (34)	0 (0)	17 (17)
	農学部生命機能学科	6 (6)	7 (7)	0 (0)	2 (2)	15 (15)	0 (0)	7 (7)
	農学部生物環境学科	12 (12)	17 (17)	0 (0)	2 (2)	31 (31)	0 (0)	18 (18)
	計	266 (266)	253 (253)	77 (77)	228 (228)	824 (824)	4 (4)	— (—)
	要 分	なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
計		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合 計	266 (266)	253 (253)	77 (77)	228 (228)	824 (824)	4 (4)	— (—)	
教員以外の職員の概要	職 種	専 任		兼 任		計		
	事 務 職 員	328 (328)		441 (441)		769 (769)		
	技 術 職 員	513 (513)		180 (180)		693 (693)		
	図 書 館 専 門 職 員	11 (11)		0 (0)		11 (11)		
	そ の 他 の 職 員	5 (5)		464 (464)		469 (469)		
計	857 (857)		1085 (1085)		1942 (1942)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計			
	校 舎 敷 地	317,826 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	317,826 m <sup>2</sup>			
	運 動 場 用 地	79,745 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	79,745 m <sup>2</sup>			
	小 計	397,571 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	397,571 m <sup>2</sup>			
	そ の 他	4,259,267 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	4,259,267 m <sup>2</sup>			
合 計	4,656,838 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	4,656,838 m <sup>2</sup>				
校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	220,240 m <sup>2</sup> ( 220,240 m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> ( 0 m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> ( 0 m <sup>2</sup> )	220,240 m <sup>2</sup> ( 220,240 m <sup>2</sup> )				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設			
	117室	95室	578室	17室 (補助職員 0人)	7室 (補助職員 0人)			
専 任 教 員 研 究 室	新設学部等の名称			室 数				
	大学全体			1027 室				

図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	大学全体	1,166,481 [342,581] (1,166,481 [342,581])	27,323 [12,483] (27,323 [12,483])	5,900 [5,845] (5,900 [5,845])	6,650 (6,650)	10,927 (10,927)	1 (1)		
	計	1,166,481 [342,581] (1,166,481 [342,581])	27,323 [12,483] (27,323 [12,483])	5,900 [5,845] (5,900 [5,845])	6,650 (6,650)	10,927 (10,927)	1 (1)		
図書館	面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		大学全体			
	10,615 m <sup>2</sup>	979 席		786,305					
体育館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要					大学全体		
	10,218 m <sup>2</sup>	武道場1, 弓道場1, テニスコート22面, 水泳プール4基							
経費の 見積り 及び 維持 方法 の概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費による
	経費の見積り	教員1人当り研究費等	—	—	—	—	—	—	
	共同研究費等	—	—	—	—	—	—	—	
	図書購入費	—	—	—	—	—	—	—	
	設備購入費	—	—	—	—	—	—	—	
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要		—							
大 学 の 名 称		愛媛大学 (Ehime University)							
学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
法文学部	年	人	年次人	人		倍		愛媛県松山市 文京町3番	
人文社会学科 (昼間主コース)	4	275	3年次10	550	学士(法学・ 政策学、学 術、人文学)	1.05	平成28年度		
人文社会学科 (夜間主コース)	4	90	3年次20	180		1.08	平成28年度		
総合政策学科 (昼間主コース)	4	—	—	—	学士(総合政 策、法学、経 済学)	—	平成8年度		平成28年度より 学生募集停止
総合政策学科 (夜間主コース)	4	—	—	—		—	平成8年度		平成28年度より 学生募集停止
人文学科 (昼間主コース)	4	—	—	—	学士(人文)	—	平成8年度		平成28年度より 学生募集停止
人文学科 (夜間主コース)	4	—	—	—		—	平成8年度		平成28年度より 学生募集停止
教育学部					学士(教育 学)	1.05		愛媛県松山市 文京町3番	
学校教育教員養成課程	4	140	—	480		1.08	平成11年度		平成28年度入学 定員増(40人)
特別支援教育教員養成課程	4	20	—	80		1.01	平成20年度		
総合人間形成課程	4	—	—	—		—	平成20年度		平成28年度より 学生募集停止
スポーツ健康科学課程	4	—	—	—		—	平成20年度		平成28年度より 学生募集停止
芸術文化課程	4	—	—	—		—	平成11年度		平成28年度より 学生募集停止
社会共創学部					学士(社会共 創学)	1.04		愛媛県松山市 文京町3番	
産業マネジメント学科	4	70	—	140		1.02	平成28年度		平成28年度より 学生募集開始
産業イノベーション学科	4	25	—	50		1.08	平成28年度		平成28年度より 学生募集開始
環境デザイン学科	4	35	—	70		1.02	平成28年度		平成28年度より 学生募集開始
地域資源マネジメント学科	4	50	—	100		1.08	平成28年度		平成28年度より 学生募集開始

既設大学等の状況	理学部				学士（理学）	1.05		愛媛県松山市文京町2番5号		
	数学科	4	50	-	200	1.12	平成17年度			
	物理学科	4	50	-	200	1.03	平成17年度			
	化学科	4	52	-	208	1.01	平成17年度			
	生物学科	4	43	-	172	1.06	平成17年度			
	地球科学科	4	30	-	120	1.03	平成17年度			
	医学部						1.00		愛媛県東温市志津川	
	医学科	6	110	2年次Ⅴ	676	学士（医学）	1.00	昭和48年度		平成27年度入学定員増（3人）
	看護学科	4	60	3年次Ⅹ	260	学士（看護学）	1.01	平成6年度		
	工学部					学士（工学）	1.04		愛媛県松山市文京町3番	
	機械工学科	4	90	-	360	1.03	平成3年度			
	電気電子工学科	4	80	-	320	1.04	平成3年度			
	環境建設工学科	4	90	-	360	1.07	平成8年度			
	機能材料工学科	4	70	-	280	1.03	平成8年度			
	応用化学科	4	90	-	360	1.03	平成3年度			
	情報工学科	4	80	-	320	1.06	平成3年度			
	（学科共通）	-	-	3年次Ⅹ	20					
	農学部					学士（農学）	1.07		愛媛県松山市樽味3丁目5番7号	
	食料生産学科	4	70	3年次Ⅴ	140	1.07	平成28年度			平成28年度より学生募集開始 平成28年度より学生募集開始 平成28年度より学生募集開始 平成28年度より学生募集停止
	生命機能学科	4	45	3年次Ⅱ	90	1.04	平成28年度			
	生物環境学科	4	55	3年次Ⅲ	110	1.06	平成28年度			
	生物資源学科	4	-	-	-	-	昭和63年度			
	法文学研究科（修士課程）								愛媛県松山市文京町3番	
	総合法政策専攻	2	15	-	30	修士（法学、経済学、学術）	0.39	平成10年度		
	人文科学専攻	2	10	-	20	修士（人文科学）	0.65	平成10年度		
	教育学研究科（修士課程）								愛媛県松山市文京町3番	
	特別支援教育専攻									
特別支援学校教育専修	2	5	-	10	修士（教育学）	1.30	平成17年度			
特別支援教育コーディネーター専修	1	6	-	6		0.74	平成17年度			
教科教育専攻	2	20	-	40		0.60	平成8年度			
学校臨床心理専攻	2	9	-	18		1.05	平成16年度			

教育学研究科（専門職学位課程）										愛媛県松山市 文京町3番
教育実践高度化専攻	2	15	-	30	教職修士（専門職）	1.26	平成28年度			
医学系研究科（博士課程）										愛媛県東温市 志津川
医学専攻	4	30	-	120	博士（医学）	0.91	平成18年度			
医学系研究科（修士課程）										愛媛県東温市 志津川
看護学専攻	2	16	-	32	修士（看護学）	0.74	平成10年度			
理工学研究科（博士前期課程）					修士（工学） 修士（理学）					愛媛県松山市 文京町3番
生産環境工学専攻	2	62	-	124		1.21	平成18年度			
物質生命工学専攻	2	61	-	122		1.05	平成18年度			
電子情報工学専攻	2	59	-	118		0.77	平成18年度			
数理物質科学専攻	2	40	-	80		0.81	平成18年度			
環境機能科学専攻	2	28	-	56		0.85	平成18年度			
理工学研究科（博士後期課程）					博士（工学） 博士（理学）					愛媛県松山市 文京町3番
生産環境工学専攻	3	6	-	18		0.77	平成18年度			
物質生命工学専攻	3	5	-	15		0.60	平成18年度			
電子情報工学専攻	3	4	-	12		0.58	平成18年度			
数理物質科学専攻	3	4	-	12		1.33	平成18年度			
環境機能科学専攻	3	4	-	12		0.66	平成18年度			
農学研究科（修士課程）					修士（農学）					愛媛県松山市樽味3 丁目5番7号
食料生産学専攻	2	26	-	52		0.76	平成28年度			
生命機能学専攻	2	23	-	46		0.82	平成28年度			
生物環境学専攻	2	23	-	46		0.56	平成28年度			
生物資源学専攻	2	-	-	-		-	昭和42年度			平成28年度より 学生募集停止
連合農学研究科（博士課程）					博士（農学、 学術）					愛媛県松山市樽味3 丁目5番7号
生物資源生産学専攻	3	9	-	27		0.92	昭和60年度			
生物資源利用学専攻	3	4	-	12		2.16	昭和60年度			
生物環境保全学専攻	3	4	-	12		1.00	昭和60年度			

	名称	目的	所在地	設置年月	規模等
附属施設の概要	医学部附属病院	医学教育，研究及び診療	愛媛県東温市志津川	昭和51年5月	建物面積 72,031㎡
	医学部附属総合医学教育センター	医学教育改革を推進及び発展		平成17年4月	建物面積 141㎡
	医学部附属手術手技研修センター	手術手技向上への寄与		平成25年12月	建物面積 771㎡
	医学部附属Aiセンター	医学・医療の向上及び発展		平成26年8月	建物面積 289㎡
	教育学部附属教育実践総合センター	授業実践，研究及びその実地指導	愛媛県松山市持田町1丁目5番22号	平成10年4月	建物面積 1,203㎡
	教育学部附属幼稚園	幼児教育，研究及び教員養成		昭和24年5月	建物面積 1,115㎡
	教育学部附属小学校	児童教育，研究及び教員養成		昭和24年5月	建物面積 5,611㎡
	教育学部附属中学校	生徒教育，研究及び教員養成		昭和24年5月	建物面積 7,004㎡
	教育学部附属特別支援学校	特別支援教育，研究及び教員養成		昭和47年4月	建物面積 3,202㎡
	愛媛大学附属高等学校	高等普通教育及び専門教育，研究，教育実習	松山市樽味3丁目2番40号	昭和20年4月	建物面積 13,716㎡
	農学部附属農場	農学の理論を探究しつつ，応用技術を総合化する研究及び学生生徒の実験実習	松山市八反地甲498番地	昭和29年4月	土地面積 187,722㎡
	農学部附属演習林	森林・林業に関する研究及び学生生徒の実験実習	松山市大井野町乙145番2	昭和32年9月	土地面積3,838,905㎡

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合，「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校に収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」，「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 6 空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

## 国立大学法人 愛媛大学 設置認可等に関わる組織の移行表

平成30年度 (医学部定員増をしなかった場合)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	平成30年度 (医学部定員増をした場合)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
<b>愛媛大学</b>				<b>愛媛大学</b>				
法文学部		3年次		法文学部		3年次		
人文社会学科	365	30	1520	人文社会学科	365	30	1520	
昼間主コース	275	10	1120	昼間主コース	275	10	1120	
夜間主コース	90	20	400	夜間主コース	90	20	400	
教育学部				教育学部				
学校教育教員養成課程	140	-	560	学校教育教員養成課程	140	-	560	
特別支援教育教員養成課程	20	-	80	特別支援教育教員養成課程	20	-	80	
社会共創学部				社会共創学部				
産業マネジメント学科	70	-	280	産業マネジメント学科	70	-	280	
産業イノベーション学科	25	-	100	産業イノベーション学科	25	-	100	
環境デザイン学科	35	-	140	環境デザイン学科	35	-	140	
地域資源マネジメント学科	50	-	200	地域資源マネジメント学科	50	-	200	
理学部				理学部				
数学科	50	-	200	数学科	50	-	200	
物理学科	50	-	200	物理学科	50	-	200	
化学科	52	-	208	化学科	52	-	208	
生物学科	43	-	172	生物学科	43	-	172	
地球科学科	30	-	120	地球科学科	30	-	120	
医学部				医学部				
医学科	105	2年次 5	615	医学科	<u>110</u>	2年次 5	<u>625</u>	定員変更(5)
看護学科	60	3年次 10	260	看護学科	60	3年次 10	260	
工学部				工学部				
機械工学科	90	-	360	機械工学科	90	-	360	
電気電子工学科	80	-	320	電気電子工学科	80	-	320	
環境建設工学科	90	-	360	環境建設工学科	90	-	360	
機能材料工学科	70	-	280	機能材料工学科	70	-	280	
応用化学科	90	-	360	応用化学科	90	-	360	
情報工学科	80	-	320	情報工学科	80	-	320	
各学科共通	-	3年次 10	20	各学科共通	-	3年次 10	20	
農学部				農学部				
食料生産学科	70	3年次 5	290	食料生産学科	70	3年次 5	290	
生命機能学科	45	3年次 2	184	生命機能学科	45	3年次 2	184	
生物環境学科	55	3年次 3	226	生物環境学科	55	3年次 3	226	
計	1,765	2年次 5 3年次 60	7,375	計	<u>1,770</u>	2年次 5 3年次 60	<u>7,385</u>	

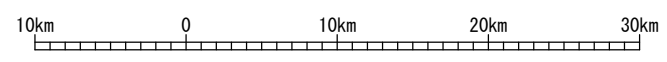
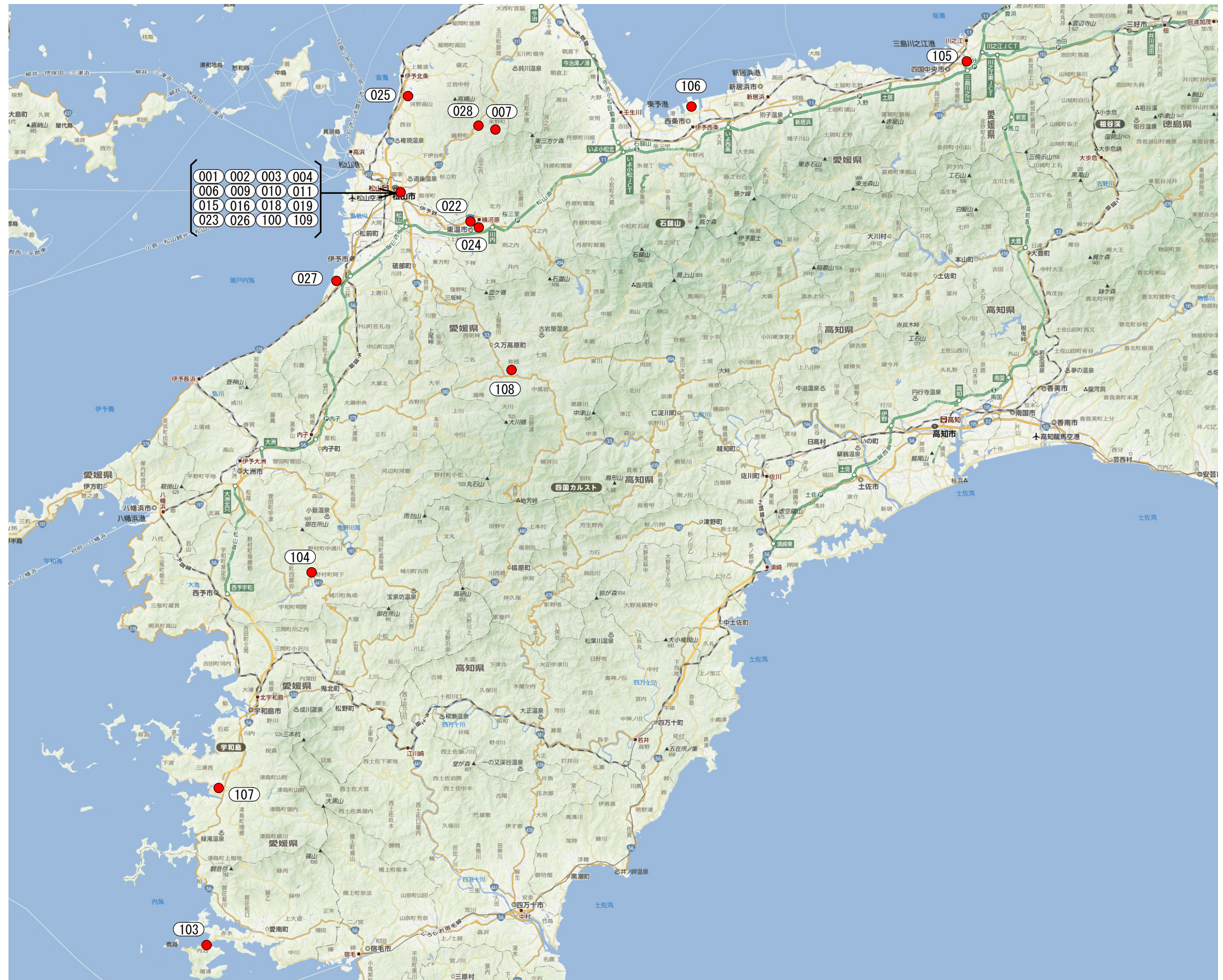


平成30年度  
(医学部定員増をしなかった場合)

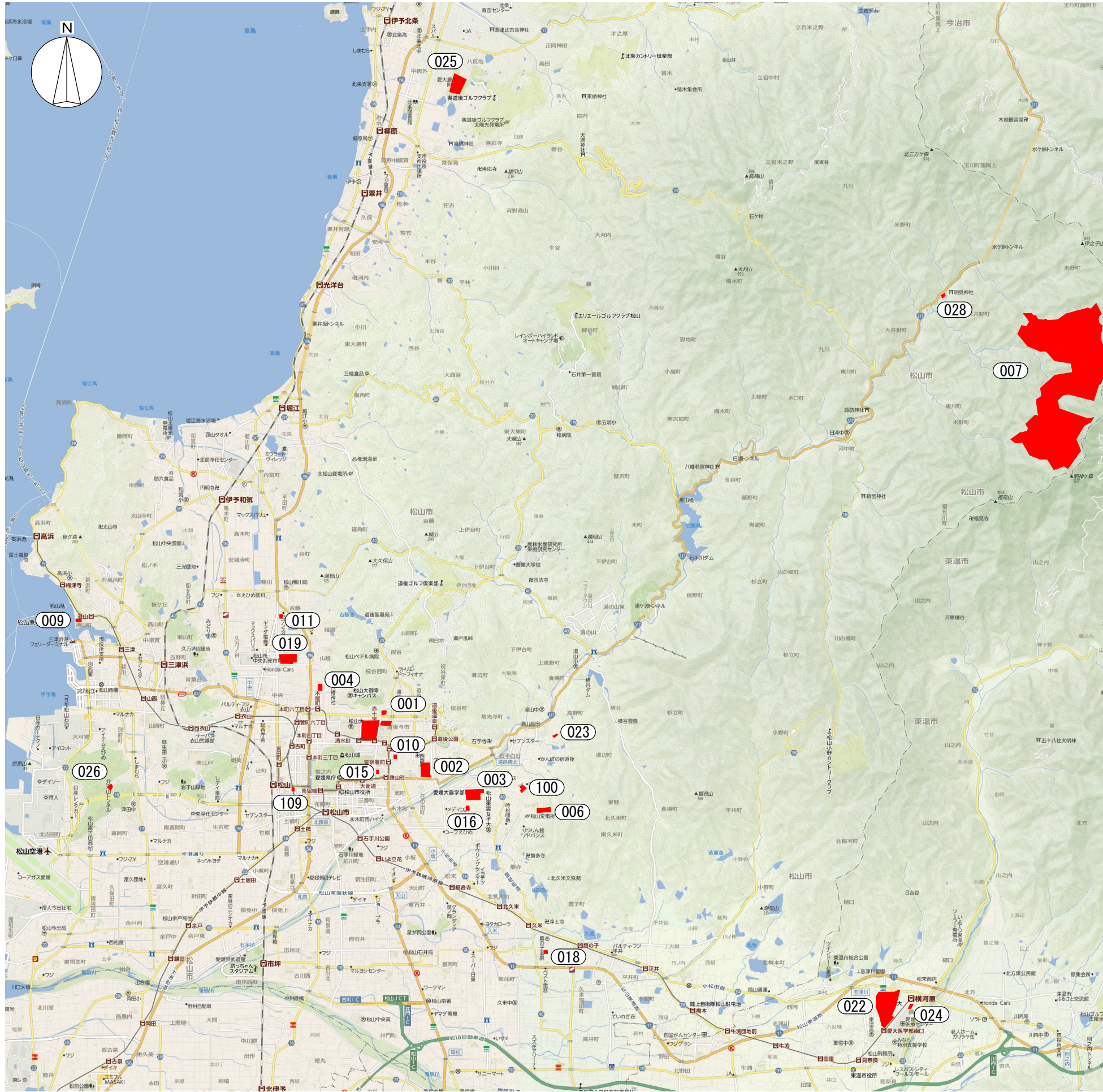
	入学 定員	編入学 定員	収容 定員
<b>愛媛大学大学院</b>			
法文学研究科			
総合法政策専攻(M)	15	-	30
人文科学専攻(M)	10	-	20
教育学研究科			
特別支援教育専攻			
特別支援学校教育専修	5	-	10
特別支援教育コーディネーター専修	6	-	6
教科教育専攻(M)	20	-	40
学校臨床心理専攻(M)	9	-	18
教育実践高度化専攻(M)	15	-	30
医学系研究科			
医学専攻(D)	30	-	120
看護学専攻(M)	16	-	32
理工学研究科			
生産環境工学専攻(M)	62	-	124
物質生命工学専攻(M)	61	-	122
電子情報工学専攻(M)	59	-	118
数理物質科学専攻(M)	40	-	80
環境機能科学専攻(M)	28	-	56
生産環境工学専攻(D)	6	-	18
物質生命工学専攻(D)	5	-	15
電子情報工学専攻(D)	4	-	12
数理物質科学専攻(D)	4	-	12
環境機能科学専攻(D)	4	-	12
農学研究科			
食料生産学専攻(M)	26	-	52
生命機能学専攻(M)	23	-	46
生物環境学専攻(M)	23	-	46
連合農学研究科			
生物資源生産学専攻(D)	9	-	27
生物資源利用学専攻(D)	4	-	12
生物環境保全学専攻(D)	4	-	12
計	488	-	1070

平成30年度  
(医学部定員増をした場合)

	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
<b>愛媛大学大学院</b>				
法文学研究科				
総合法政策専攻(M)	15	-	30	
人文科学専攻(M)	10	-	20	
教育学研究科				
特別支援教育専攻				
特別支援学校教育専修	5	-	10	
特別支援教育コーディネーター専修	6	-	6	
教科教育専攻(M)	20	-	40	
学校臨床心理専攻(M)	9	-	18	
教育実践高度化専攻(M)	15	-	30	
医学系研究科				
医学専攻(D)	30	-	120	
看護学専攻(M)	16	-	32	
理工学研究科				
生産環境工学専攻(M)	62	-	124	
物質生命工学専攻(M)	61	-	122	
電子情報工学専攻(M)	59	-	118	
数理物質科学専攻(M)	40	-	80	
環境機能科学専攻(M)	28	-	56	
生産環境工学専攻(D)	6	-	18	
物質生命工学専攻(D)	5	-	15	
電子情報工学専攻(D)	4	-	12	
数理物質科学専攻(D)	4	-	12	
環境機能科学専攻(D)	4	-	12	
農学研究科				
食料生産学専攻(M)	26	-	52	
生命機能学専攻(M)	23	-	46	
生物環境学専攻(M)	23	-	46	
連合農学研究科				
生物資源生産学専攻(D)	9	-	27	
生物資源利用学専攻(D)	4	-	12	
生物環境保全学専攻(D)	4	-	12	
計	488	-	1070	



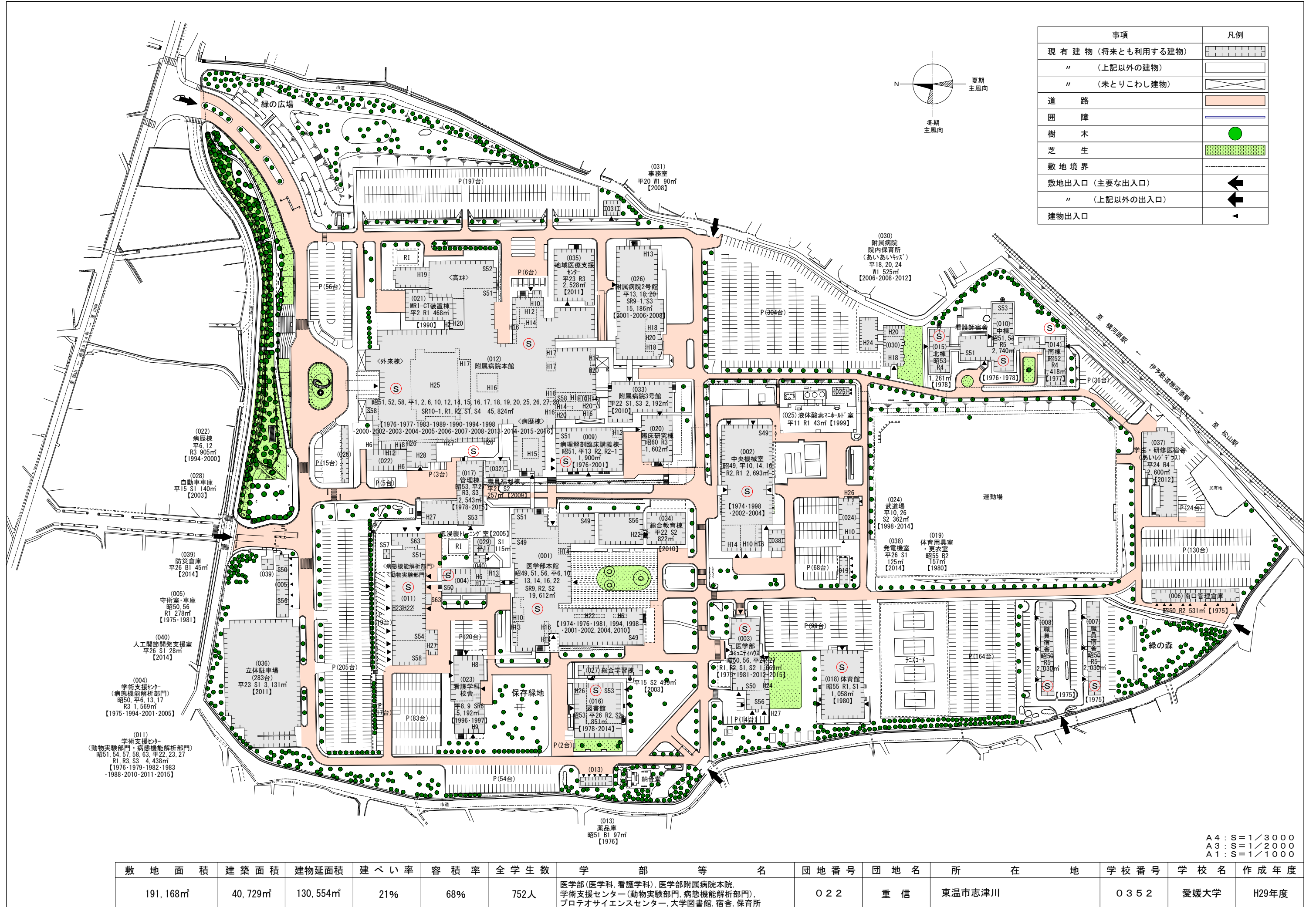
学校番号	学 校 名	作成年度
0352	愛媛大学	H29年度



愛媛大学全団地一覧表

団地番号	団地名	所在地名	学部等名
001	城北	松山市文京町3番、文京町2番5号、道後樋又10番13号	法文・理・工・教育・社会共創・共通教育・大学本部
002	持田	松山市持田町1丁目5番22号	附属小・中・幼・特別支援学校
003	樽味	松山市樽味3丁目5番7号	農・附属高校
004	御幸(1)	松山市御幸2丁目3番15号	学生寄宿舎
006	畑寺	松山市畑寺町丙47番2号	農・附属高校
007	米野	松山市米野町乙184-1	演習林
009	梅津寺	松山市梅津寺町1861	課外施設(ボート艇庫)
010	北持田	松山市北持田町128-1	職員宿舎
011	東長戸	松山市東長戸4丁目3番1号	職員宿舎
015	喜与	松山市喜与町1丁目8番地8	職員宿舎
016	北吉井	松山市桑原2丁目9番8号	職員宿舎
018	鷹子	松山市鷹子町40番地	国際交流会館
019	山越	松山市山越4丁目11番10号	屋外運動場・課外施設
022	重信	東温市志津川	医学部・附属病院
023	溝辺	松山市溝辺町乙298番地	附属高校
024	横河原	東温市横河原	職員宿舎
025	北条	松山市八反地甲498番地	附属農場
026	津田山	松山市北斎院町津田山乙223番地	附属特別支援学校
027	伊予	伊予市森下新田甲736番1	課外施設(ヨット艇庫)
028	大井野	松山市大井野町乙145番2	演習林・短期学生宿舎
100	東野	松山市東野4丁目222番地	演習林
102	東京	東京都江戸川区船堀3-5-24 コナ産学官'サ in TOKYO 509号室	借用団地(東京サライトオフィス)
103	愛南	南宇和郡愛南町船越1289-1 南宇和郡愛南町内泊25-1	借用団地(南予水産研究センター)
104	野村	西予市野村町野村9号53番地	借用団地(地域サライトセンター)
105	川之江	四国中央市妻島町乙127	借用団地(紙産業イノベーションセンター)
106	西条	西条市ひうち1番地16 西条市朔日市847-1他(榊カナル西条事業所内)	借用団地(地域協働センター-西条、植物工場研究センター)
107	宇和島	宇和島市津島町近家1651番34	借用団地(植物工場研究センター)
108	久万	上浮穴郡久万高原町菅生二番耕地280-38	借用団地(農学部)
109	大手町	松山市大手町1丁目7番6号	借用団地(国際連携推進機構)

学校番号	学 校 名	作成年度
0352	愛媛大学	H29年度



目次

第1章 総則

第1節 目的等（第1条～第3条）

第2節 教育研究組織（第4条）

第3節 収容定員（第5条）

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日（第6条～第8条）

第2節 修業年限及び在学期間（第9条・第10条）

第3節 教育課程及び履修方法（第11条～第28条）

第4節 入学（第29条～第40条）

第5節 休学、留学、退学等（第41条～第45条）

第6節 卒業の認定及び学位の授与（第46条～第48条）

第7節 教育職員免許（第49条）

第8節 賞罰（第50条・第51条）

第9節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、受託研究生等及び  
外国人留学生（第52条～第57条）

第10節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第58条～第70条）

第3章 厚生補導（第71条・第72条）

第4章 公開講座等（第73条・第74条）

附則

第1章 総則

第1節 目的等

（目的）

第1条 愛媛大学（以下「本学」という。）は、学術の一中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献することを目的とする。

2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（点検評価）

第2条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、社会貢献、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究上の目的の公表等）

第3条 本学は、学部、学科又は課程ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の推進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第2節 教育研究組織

（学科、課程）

第4条 本学の学部に、次の学科及び課程を置く。

法文学部 人文社会学科

教育学部 学校教育教員養成課程

特別支援教育教員養成課程

社会共創学部 産業マネジメント学科

理学部	産業イノベーション学科
	環境デザイン学科
	地域資源マネジメント学科
	数学科
	物理学科
医学部	化学科
	生物学科
	地球科学科
工学部	医学科
	看護学科
農学部	機械工学科
	電気電子工学科
	環境建設工学科
	機能材料工学科
	応用化学科
	情報工学科
	食料生産学科
生命機能学科	
生物環境学科	

第3節 収容定員  
(収容定員)

第5条 各学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			
		入学定員	編入学定員		総定員
			第2年次	第3年次	
法文学部	人文社会学科	人		人	人
	昼間主コース	275		10	1,120
	夜間主コース	90		20	400
	計	365		30	1,520
教育学部	学校教育教員養成課程	140			560
	特別支援教育教員養成課程	20			80
	計	160			640
社会共創学部	産業マネジメント学科	70			280
	産業イノベーション学科	25			100
	環境デザイン学科	35			140
	地域資源マネジメント学科	50			200
	計	180			720
理学部	数学科	50			200
	物理学科	50			200
	化学科	52			208
	生物学科	43			172
	地球科学科	30			120
	計	225			900
医学部	医学科	95	5		595
	看護学科	60		10	260
	計	155	5	10	855
工学部	機械工学科	90			360
	電気電子工学科	80			320

	環境建設工学科	90			360
	機能材料工学科	70			280
	応用化学科	90			360
	情報工学科	80			320
	各学科共通			10	20
	計	500		10	2,020
農学部	食料生産学科	70		5	290
	生命機能学科	45		2	184
	生物環境学科	55		3	226
	計	170		10	700
合計		1,755	5	60	7,355

## 第2章 学部通則

### 第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月23日まで

後学期 9月24日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日(法文学部の夜間主コースを除く。)

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

夏季休業 8月7日から9月30日まで

開学記念日 11月11日

冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

### 第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第9条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては、6年とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学入学資格を有した後に本学の科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として一定の単位を修得し本学に入学する場合で、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を本学の修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(在学期間)

第10条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。ただし、医学部医学科にあつては、1年次、2年次及び3年次において6年(第36条の2の規定により第2年次に編入学した者の2年次及び3年次においては4年)並びに4年次、5年次及び6年次において6年を超えることができないものとし、医学部看護学科にあつては、1年次及び2年次において4年並びに3年次及び4年次において4年を超えることができないものとする。

### 第3節 教育課程及び履修方法

(授業科目の区分)

第11条 授業科目を分けて、共通教育科目及び専門教育科目とする。

2 共通教育科目及び専門教育科目の授業科目及び単位数は、別に定める。

(教育課程の編成方針)

第 12 条 学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。
- 3 先進的・学際的研究領域の次世代を担う優れた人材を養成することを目的として、第 1 項に規定する教育課程とは別に、教育課程を設けることができる。

(教育課程の編成方法)

第 13 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(教職に関する専門教育科目)

第 14 条 教育職員免許状を受ける資格を得させるため、教育学部以外の学部においても、教職に関する専門教育科目を設けることができる。

(履修方法)

第 15 条 学生が履修すべき授業科目の種類、単位数及びその履修方法は、各学部規程の定めるところによる。

(履修科目の登録の上限)

第 16 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

- 2 前項の別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 17 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第 25 条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 24 条第 2 項及び第 4 項並びに第 25 条第 1 項及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 18 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、学長がその計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の規定により計画的な履修が認められた者の修業年限は、第 9 条第 1 項に規定する修業年限に、4 年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数とする。
- 3 第 1 項の規定により計画的な履修が認められた者の在学期間は、第 9 条第 1 項に規定する修業年限の 2 倍の年数に、4 年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数を超えることができない。

(単位計算方法)

第 19 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技は、30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、この限りでない。



(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与及び成績判定)

第20条 授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、単位を与えるものとする。ただし、前条第2項の授業科目については、別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 授業科目の成績は、原則として、秀、優、良、可又は不可の5種の評語をもって表わし、秀、優、良及び可を合格とする。

(成績評価基準等の明示等)

第21条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業の方法)

第22条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(他学部の授業科目の履修)

第23条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属学部長を経て当該学部長の許可を得なければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第24条 本学が、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生を他の大学又は短期大学に派遣の上、授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、学生が修得した単位は、第17条第1項及び第2項並びに第25条第1項及び第25条の2第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲内で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 第1項の規定により、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

4 第1項から前項までの規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条 本学が、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、第17条第1項及び第2項並びに前条第2項及び第4項並びに次条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(休学期間中の授業科目の履修等)

第25条の2 本学が、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学又は短期大学(外

国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第17条第1項及び第2項並びに第24条第2項及び第4項並びに第25条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(外国人留学生に関する授業科目等の特例)

第26条 第57条に規定する外国人留学生に対しては、第11条に規定する共通教育科目として、留学生対象科目を開設する。

2 外国人留学生が履修すべき授業科目の種類、単位数及びその履修方法については、第15条の規定にかかわらず、別に特例を定める。

(外国において教育を受けた学生に関する授業科目等の特例)

第27条 前条の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育について必要がある場合に準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第28条 本学又は各学部は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

#### 第4節 入学

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学年の途中であっても、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第30条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第31条 本学に入学を志願する者は、所定の期間に入学願書に別に定める書類及び第58条第1項に規定する検定料を添えて学長あてに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第32条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続)

第33条 前条の規定による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証書その他所定の書類を提出するとともに、第59条第1項に規定する入学料を納付しなければならない。ただし、第66条第1項の規定により入学料の免除又は第67条第1項の規定により入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学料免除・徴収猶予申請書の提出をもって、入学料の納付に代えるものとする。

(入学許可)

第34条 学長は、前条の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第35条 次の各号の一に該当する者で、編入学を志願するものがあるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
  - (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
  - (4) 修業年限4年以上の大学に在学し、相当の単位を修得した者
  - (5) 学校教育法施行規則第100条の2に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)
  - (6) 学校教育法施行規則第186条に規定する専修学校の専門課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)
  - (7) 外国において学校教育における14年の課程(日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
  - (8) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
  - (9) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に規定する者に限る。)
- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。ただし、第3号に掲げる者にあつては、毎学年の始めとする。
- 3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。

(第3年次編入学)

第36条 前条に定めるもののほか、第5条に定める第3年次編入学定員により編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
  - (3) 修業年限4年以上の大学に2年以上在学し、相当の単位を修得した者
  - (4) 学校教育法施行規則第100条の2に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)
  - (5) 学校教育法施行規則第186条に規定する専修学校の専門課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)
  - (6) 外国において学校教育における14年の課程(日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
  - (7) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
  - (8) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)
- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学年の始めとする。
- 3 第1項の規定により入学した者の履修しなければならない授業科目の種類及び単位数は、学部の定めるところによる。

(医学部医学科第2年次編入学)

第36条の2 第35条に定めるもののほか、第5条に定める医学部医学科の第2年次編入学定員により編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者（医学を履修する課程を卒業した者を除く。）
  - (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者（学士（医学）の学位を授与された者を除く。）
  - (3) 大学院（修士課程又は博士課程）を修了した者
  - (4) 外国において学校教育における 16 年の課程（日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者（医学を履修する課程を卒業した者を除く。）
- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学年の始めとする。
  - 3 第 1 項の規定により入学した者の履修しなければならない授業科目の種類及び単位数は、学部の定めるところによる。  
（再入学）

- 第 37 条 本学を退学した者又は除籍された者で再入学を志願するものがあるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。
- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。
  - 3 第 1 項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。  
（編入学及び再入学の出願手続等）

- 第 38 条 第 35 条から前条までに規定する編入学及び再入学に係る入学の出願及び入学手続等については、第 31 条及び第 33 条の規定を準用する。  
（転学部）

- 第 39 条 本学の一の学部の学生で他の学部に転学部を志願する者があるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が転学部を許可することがある。
- 2 前項の規定により転学部を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。  
（入学許可の取消）

- 第 40 条 第 33 条の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学を取り消す。

## 第 5 節 休学、留学、退学等

### （休学）

- 第 41 条 学生が疾病その他の理由により 2 か月以上修学することができない場合は、学部長の許可を得て休学することができる。
- 2 前項の休学は、1 年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を許可することがある。
  - 3 疾病のため修学することが適当でないと認める場合には、学部長は、学長の承認を得て休学を命ずることがある。
  - 4 休学期間中にその休学の理由が消滅したときは、学部長の許可を得て復学することができる。
  - 5 休学が 2 か月以上にわたるときは、その期間は、第 9 条第 1 項に規定する修業年限に算入しない。
  - 6 休学した期間は、これを第 10 条に規定する在学期間に算入しない。
  - 7 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

### （留学）

- 第 42 条 学生が、第 24 条の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。
- 2 前項の規定により留学した期間は、第 9 条に規定する修業年限及び第 10 条に規定する在学期間に算入するものとする。

### （退学）

- 第 43 条 学生が退学しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。  
（受験許可）

- 第 44 条 学生が他の大学に入学を志願するとき、又は本学の他の学部に改めて入学を志願するときは、学部長を経て学長の受験許可を得なければならない。

### （除籍）

- 第 45 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第 10 条に規定する在学期間を超えた者又は第 41 条第 7 項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (2) 長期にわたり行方不明の者
- (3) 授業料の納付の義務を怠る者
- (4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

#### 第 6 節 卒業の認定及び学位の授与

##### (卒業)

第 46 条 第 9 条第 1 項に規定する期間以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学部長の申出に基づき学長が卒業を認定する。

- 2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第 22 条第 2 項に規定する授業の方法で履修し修得した単位は、60 単位を超えない範囲で認定する。ただし、卒業の要件となる単位数が 124 単位(医学部医学科にあっては、188 単位)を超える学部にあつては、その超える単位数を 60 単位に加えて認定する。
- 3 第 1 項に規定する卒業の認定には、学部の定めるところにより、GPA (Grade Point Average) の基準を満たすことを卒業要件に加えることができる。
- 4 卒業させる時期は、各学期の終わりとする。

##### (早期卒業)

第 47 条 本学が別に定めるところにより、学生(医学部医学科の学生を除く。)で 3 年以上在学したものの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件として当該学部規程の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前条第 1 項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、学部長の申出に基づき学長が卒業を認定することができる。

##### (学位)

第 48 条 卒業者には、学士の学位を授与する。

- 2 学位の授与については、別に定める。

#### 第 7 節 教育職員免許

##### (教育職員免許)

第 49 条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目に該当する授業科目の単位を修得した者は、教育職員免許状を受ける資格を得ることができる。

- 2 前項の規定に基づく資格を得た者が受けることのできる学部及び学科又は課程ごとの教育職員免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

#### 第 8 節 賞罰

##### (表彰)

第 50 条 学生で表彰に値する業績又は行為があるときは、学長がこれを表彰する。

- 2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

##### (懲戒)

第 51 条 本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、学部長の申出に基づき国立大学法人愛媛大学教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告の 3 種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に限り、これを行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 正当の理由がなくて出席が常でなく成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 本学の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学が 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第 9 条第 1 項に規定する修業年限に算入しない。

第 9 節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、受託研究生等及び外国人留学生(研究生)

第 52 条 大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、特定事項について本学において研究することを志願する者があるときは、学部の授業及び研究、又は国立大学法人愛媛大学基本規則（以下「基本規則」という。）第 30 条に定める機構等及び基本規則第 31 条に定める学内施設（以下「機構等・学内施設」という。）の研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 研究生の在学期間は、1 年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には、在学期間を更新することができる。

（科目等履修生及び聴講生）

第 53 条 本学の授業科目中、1 又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学部又は教育・学生支援機構が行う授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として学部長又は教育・学生支援機構長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 科目等履修生及び聴講生の入学の時期は、毎学期の始めとし、その在学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、在学期間を更新することができる。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第 20 条の規定を準用する。

（特別聴講学生）

第 54 条 他の大学若しくは短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、別に定めるところにより、特別聴講学生として学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

（受託研究生等）

第 55 条 公共機関等から受託研究生等として受入れの依頼があったときは、学部の授業及び研究、又は機構等・学内施設の研究に妨げのない限り、選考の上、受託研究生等として学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき学長が受入れを許可することがある。

（研究生等に関する規程）

第 56 条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び受託研究生等に関する規程は、別に定める。

（外国人留学生）

第 57 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、第 5 条に規定する収容定員の定員外とすることができる。

3 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

#### 第 10 節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料）

第 58 条 検定料の額は、国立大学法人愛媛大学授業料等料金規則（以下「料金規則」という。）に定める額とする。

2 受理した検定料は、返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、個別学力検査出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したときは、当該納付した者の申出により検定料相当額の一部を返還する。

4 第 2 項の規定にかかわらず、個別学力検査において、出願書類等による選抜（以下「第 1 段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り、学力検査その他による選抜（以下「第 2 段階目の選抜」という。）を行う場合に、第 1 段階目の選抜の不合格者が第 2 段階目の選抜に係る検定料の返還を申し出た場合は、当該検定料相当額を返還する。

（入学料）

第 59 条 入学料の額は、料金規則に定める額とする。

2 受理した入学料は、返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、入学料を納付した者が、所定の入学手続き期間内に入学を辞退した場合には、納付した者の申出により、当該入学料相当額を返還する。

(授業料)

第 60 条 学生は、授業料を納付しなければならない。

2 授業料の額は、料金規則に定める額とし、次の 2 期に分けてそれぞれの年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとする。

前期 4 月 1 日から 9 月 23 日まで

納付期 4 月 1 日から 4 月 30 日まで

後期 9 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで

納付期 9 月 24 日から 10 月 31 日まで

3 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収できるものとする。

4 授業料を所定の期日までに納付しない者に対しては、登学を停止することがある。

5 受理した授業料は、返還しない。

6 前項の規定にかかわらず、前期又は前期及び後期に係る授業料を納付した者で、休学を許可された時期が前期又は後期に係る授業料の納付期の場合は、納付した者の申出により休学を開始する月の翌月（休学を開始する日が月の初日のときは、休学を開始する日の属する月）以降の授業料相当額を返還する。

7 第 5 項の規定にかかわらず、前期及び後期に係る授業料を納付した者が後期に係る授業料の納付期前に休学（前期に係る授業料の納付期に休学した場合を除く。）又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還する。

(復学の場合の授業料)

第 61 条 復学した者の授業料の額は、月割額に復学当月から次の徴収時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学当月に納付しなければならない。

(学年中途卒業の場合の授業料)

第 62 条 学年の途中で卒業する者の授業料の額は、月割額に在学する月数を乗じて得た額をその当初の月に納付しなければならない。

(退学及び除籍の場合の授業料)

第 63 条 退学する者又は除籍され、若しくは退学を命ぜられた者についても、その期の授業料を徴収する。

(停学の場合の授業料)

第 64 条 停学を命ぜられた者についても、その期間中の授業料は徴収する。

(寄宿料)

第 65 条 寄宿舎に入寮した者は、寄宿料を納付しなければならない。

2 寄宿料の額は、料金規則に定める額とし、入寮当月から退寮当月までの間、毎月当月分を所定の日までに納付するものとする。ただし、休業期間中の寄宿料については、その開始前に納付しなければならない。

3 受理した寄宿料は、返還しない。

(入学料の免除)

第 66 条 特別な事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者については、その者の願い出により入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予)

第 67 条 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の徴収を猶予することがある。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難である者

(2) 入学前 1 年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる者

(3) その他やむを得ない事情があると認められる者

2 前項の規定により入学料の徴収を猶予する期間は、4 月入学者については 9 月 23 日まで、9 月入学者については 2 月末日までとする。

3 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料の免除等)

第 68 条 次の各号の一に該当する者については、授業料を免除することがある。

- (1) 経済的理由により納付が困難であり、かつ、本学が別に定める学力基準を満たす者
- (2) 休学、死亡等やむを得ない事情があると認められる者
- (3) その他学長が特に必要と認める者

2 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難な者又はやむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の徴収を猶予することがある。

3 特別の事情があると認められる者に対しては、授業料の月割分納を許可することがある。

4 授業料の免除、徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(寄宿料の免除)

第 69 条 死亡した者、行方不明等の理由により除籍された者又は災害の理由により納付が著しく困難と認められる者に対しては、寄宿料を免除することがある。

2 寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。

(研究生等の検定料、入学料及び授業料)

第 70 条 研究生、科目等履修生及び聴講生は、検定料、入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 研究生、科目等履修生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、別に定める。

3 国立大学、国立短期大学又は国立高等専門学校 of 学生である特別聴講学生については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

4 国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校以外の大学、短期大学若しくは高等専門学校(以下「公私立等の大学等」という。)又は外国の大学若しくは短期大学(以下「外国の大学等」という。)の学生である特別聴講学生については、授業料のみを徴収する。この場合の授業料の額及び徴収方法は、別に定める。

5 前項の規定にかかわらず、本学と公私立等の大学等又は外国の大学等との間における大学間交流協定等において授業料が相互に不徴収とされた場合は、当該協定等に基づく特別聴講学生については、授業料を徴収しない。

### 第 3 章 厚生補導

(厚生補導組織)

第 71 条 厚生補導に関し、基本規則第 19 条の規定による委員会を置くほか、各学部 to 学生生活担当教員を置く。

2 学生生活担当教員規程は、別に定める。

(厚生補導施設等)

第 72 条 本学 to、大学会館等の厚生補導施設及び寄宿舎(以下「厚生補導施設等」という。)を置く。

2 厚生補導施設等に関する規程は、別に定める。

### 第 4 章 公開講座等

(公開講座)

第 73 条 公開講座は、教授会の議を経て随時にこれを開設する。

2 公開講座に関する科目等については、その都度これを定める。

3 公開講座の講習料については、別に定める。

(特別の課程の履修証明)

第 74 条 本学は、学校教育法第 105 条及び学校教育法施行規則第 164 条の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付できるものとする。

2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。



2 平成16年3月31日に本学に在学する者に係る教育課程，履修方法，卒業，修了，学位等については，なお従前の例による。

附 則

この学則は，平成16年6月1日から施行する。

附 則

この学則は，平成16年8月4日から施行し，平成16年4月1日から適用する。

附 則

この学則は，平成16年12月1日から施行する。

附 則

この学則は，平成16年12月8日から施行する。

附 則

1 この学則は，平成17年4月1日から施行する。

2 理学部の数理科学科，物質理学科及び生物地球圏科学科は，改正後の第4条の規定にかかわらず，平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし，当該学科の学生に係る教育課程，履修方法，卒業，学位等については，なお従前の例による。

3 平成17年度から平成19年度までの理学部の各学科の学生の総定員は，改正後の第5条の規定にかかわらず，次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		総定員	総定員	総定員
理学部	数学科	50	100	150
	物理学科	50	100	150
	化学科	52	104	156
	生物学科	43	86	129
	地球科学科 (従前の学科)	30	60	90
	数理科学科	150	100	50
	物質理学科	285	190	95
	生物地球圏科学科	240	160	80
	計	900	900	900

附 則

この学則は，平成17年7月13日から施行する。

附 則

この学則は，平成17年7月13日から施行し，平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は，平成17年10月12日から施行する。

附 則

1 この学則は，平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学した者に係る授業科目の成績の評語については，改正後の第20条第2項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

1 この学則は，平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日に本学に在学する者の授業科目の区分については，改正後の第11条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この学則は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，平成18年11月8日から施行する。

附 則

この学則は，平成18年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した者に係る在学期間については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度から平成21年度までの法文学部の総合政策学科夜間主コース及び人文学科夜間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	総合政策学科			
	昼間主コース	1,040	1,040	1,040
	夜間主コース	440	420	400
	人文学科			
	昼間主コース	460	460	460
	夜間主コース	180	200	220
	計	2,120	2,120	2,120

- 3 改正後の第58条第3項の規定は、平成19年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度から平成21年度までの法文学部の総合政策学科夜間主コース及び人文学科夜間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成20年度	平成21年度
		総定員	総定員
法文学部	総合政策学科		
	昼間主コース	1,050	1,060
	夜間主コース	410	380
	人文学科		
	昼間主コース	460	460
	夜間主コース	200	220
	計	2,120	2,120

- 3 教育学部の障害児教育教員養成課程、生活健康課程及び情報文化課程は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学なくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。
- 4 平成20年度から平成22年度までの教育学部の各課程の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		総定員	総定員	総定員
教育学部	学校教育教員養成課程	400	400	400
	特別支援教育教員養成課程	20	40	60
	総合人間形成課程	60	120	180
	スポーツ健康科学課程	20	40	60
	芸術文化課程 (従前の課程)	110	100	90
	障害児教育教員養成課程	60	40	20
	生活健康課程	120	80	40
	情報文化課程	90	60	30
	計	880	880	880

- 5 平成20年3月31日に法文学部人文学科及び教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。  
 2 平成21年度から平成34年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
平成21年度	100	570	160	830	1,780	7,450
平成22年度	100	580	160	840	1,780	7,460
平成23年度	100	590	160	850	1,780	7,470
平成24年度	100	600	160	860	1,780	7,480
平成25年度	100	610	160	870	1,780	7,490
平成26年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成27年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成28年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成29年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成30年度	95	615	155	875	1,775	7,495
平成31年度	95	610	155	870	1,775	7,490
平成32年度	95	605	155	865	1,775	7,485
平成33年度	95	600	155	860	1,775	7,480
平成34年度	95	595	155	855	1,775	7,475

- 3 平成21年度から平成23年度までの法文学部の総合政策学科昼間主コース、同学科夜間主コース及び人文学科昼間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	総合政策学科 昼間主コース	1,070	1,080	1,090
	夜間主コース	360	320	300
	人文学科 昼間主コース	470	480	490

	夜間主コース	220	240	240
	計	2,120	2,120	2,120

- 4 平成21年3月31日に法文学部総合政策学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した者に係る履修科目の登録の上限については、改正後の第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度の医学部医学科の第3年次編入学定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、5人とし、平成22年度以前に入学した第3年次編入学生に係る修業年限、在学期間、教育課程、履修方法、卒業等については、なお従前の例による。
- 3 平成22年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部 学科・課程	医学部				全学部	
	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
平成22年度	107	592	167	852	1,787	7,472
平成23年度	107	609	167	869	1,787	7,489
平成24年度	107	626	167	886	1,787	7,506
平成25年度	107	643	167	903	1,787	7,523
平成26年度	107	660	167	920	1,787	7,540
平成27年度	107	667	167	927	1,787	7,547
平成28年度	107	667	167	927	1,787	7,547
平成29年度	107	667	167	927	1,787	7,547
平成30年度	102	662	162	922	1,782	7,542
平成31年度	102	657	162	917	1,782	7,537
平成32年度	95	645	155	905	1,775	7,525
平成33年度	95	633	155	893	1,775	7,513
平成34年度	95	621	155	881	1,775	7,501
平成35年度	95	609	155	869	1,775	7,489
平成36年度	95	602	155	862	1,775	7,482

- 4 平成22年3月31日に医学部看護学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年10月10日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学

定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部 学科・課程	医学部				全学部	
	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
平成27年度	110	670	170	930	1,790	7,550
平成28年度	110	673	170	933	1,790	7,553
平成29年度	110	676	170	936	1,790	7,556
平成30年度	105	674	165	934	1,785	7,554
平成31年度	105	672	165	932	1,785	7,552
平成32年度	95	660	155	920	1,775	7,540
平成33年度	95	645	155	905	1,775	7,525
平成34年度	95	630	155	890	1,775	7,510
平成35年度	95	615	155	875	1,775	7,495
平成36年度	95	605	155	865	1,775	7,485

#### 附 則

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 法文学部の総合政策学科及び人文学科、教育学部の総合人間形成課程、スポーツ健康科学課程及び芸術文化課程並びに農学部の生物資源学科は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。
- 平成28年度から平成30年度までの法文学部、教育学部、社会共創学部及び農学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	人文社会学科			
	昼間主コース	275	550	835
	夜間主コース	90	180	290
	(従前の学科)			
	総合政策学科			
	昼間主コース	830	560	280
	夜間主コース	220	160	80
	人文学科			
	昼間主コース	375	250	125
夜間主コース	190	140	70	
	計	1,980	1,840	1,680
教育学部	学校教育教員養成課程	440	480	520
	特別支援教育教員養成課程	80	80	80
	(従前の課程)			
	総合人間形成課程	180	120	60
	スポーツ健康科学課程	60	40	20
	芸術文化課程	60	40	20
	計	820	760	700
社会共創学部	産業マネジメント学科	70	140	210
	産業イノベーション学科	25	50	75
	環境デザイン学科	35	70	105
	地域資源マネジメント学科	50	100	150
	計	180	360	540

農学部	食料生産学科	70	140	215
	生命機能学科	45	90	137
	生物環境学科 (従前の学科)	55	110	168
	生物資源学科	530	360	180
	計	700	700	700

4 平成28年度から平成36年度までの全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

	全学部	
	入学定員	総定員
平成28年度	1,770	7,533
平成29年度	1,770	7,516
平成30年度	1,765	7,474
平成31年度	1,765	7,432
平成32年度	1,755	7,420
平成33年度	1,755	7,405
平成34年度	1,755	7,390
平成35年度	1,755	7,375
平成36年度	1,755	7,365

5 平成27年度以前に入学した者に係る休学については、改正後の第41条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年5月24日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
平成30年度	110	679	170	939	1,770	7,479
平成31年度	110	682	170	942	1,770	7,442
平成32年度	95	670	155	930	1,755	7,430
平成33年度	95	655	155	915	1,755	7,415
平成34年度	95	640	155	900	1,755	7,400
平成35年度	95	625	155	885	1,755	7,385
平成36年度	95	610	155	870	1,755	7,370

別表(第49条第2項関係)

学部	学科・課程	免許状の種類	教科
法文学部	人文社会学科	中学校教諭一種免許状	国語, 社会, 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語, 地理歴史, 公民, 英語
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 家庭, 英語
	特別支援教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状	
		特別支援学校教諭一種免許状 (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
理学部	数学科	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学
	物理学科 化学科 生物学科 地球科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
医学部	看護学科	養護教諭一種免許状	
工学部	機械工学科 電気電子工学科 環境建設工学科 機能材料工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	応用化学科	高等学校教諭一種免許状	理科
	情報工学科	高等学校教諭一種免許状	情報
農学部	食料生産学科	高等学校教諭一種免許状	農業
	生命機能学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	生物環境学科	中学校教諭一種免許状	理科
高等学校教諭一種免許状		理科, 農業	

愛媛大学学則の一部改正に係る新旧対照表（案）

改正理由：医学部医学科の入学定員増のため。

現 行						改 正 案									
(略)						(略)									
(收容定員) 第5条 (同右)						(收容定員) 第5条 各学部 <sup>1</sup> の收容定員は、次のとおりとする。									
学部	学科・課程	收容定員				総定員	学部	学科・課程	收容定員						
		入学定員	編入学定員		総定員				入学定員	編入学定員		総定員			
			第2年次	第3年次						第2年次	第3年次				
法文学部		人 (略)		人	人	法文学部		人 (略)		人	人				
教育学部		(略)				教育学部		(略)							
理学部		(略)				理学部		(略)							
医学部	医学科	(同右)	(同右)	(同右)	(同右)	医学部	医学科	95	5		595				
	看護学科	(同右)	(同右)	(同右)	(同右)		看護学科	60		10	260				
	計	(同右)	(同右)	(同右)	(同右)		計	155	5	10	855				
工学部		(略)				工学部		(略)							
農学部		(略)				農学部		(略)							
合 計		(同右)	(同右)	(同右)	(同右)	合 計		1,755	5	60	7,355				
(略)						(略)									
<u>附 則</u>						<u>附 則</u>									
1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。						1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。									
2 平成30年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。						2 平成30年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。									
学部	学科・課程	医学部				全学部		学部	学科・課程	医学部				全学部	
		医学科		全学科		入学定員	総定員			医学科		全学科		入学定員	総定員
		入学定員	総定員	入学定員	総定員					入学定員	総定員	入学定員	総定員		
平成30年度		110	679	170	939	1,770	7,479	平成30年度		110	679	170	939	1,770	7,479
平成31年度		110	682	170	942	1,770	7,442	平成31年度		110	682	170	942	1,770	7,442
平成32年度		95	670	155	930	1,755	7,430	平成32年度		95	670	155	930	1,755	7,430



平成33年度	95	655	155	915	1,755	7,415
平成34年度	95	640	155	900	1,755	7,400
平成35年度	95	625	155	885	1,755	7,385
平成36年度	95	610	155	870	1,755	7,370

## 医学部の収容定員変更の趣旨を記載した書類

### 1. 収容定員変更の内容

	入学定員	編入学定員	収容定員
H30 年度に再度の定員増をしない場合	105	5	615
H30 年度に再度の定員増をした場合	110	5	625

愛媛大学医学部医学科の平成20年度以降の入学定員については、平成21年度に「緊急医師確保対策」に基づき平成29年度までの期限を付した5名の臨時定員増を実施し、平成21年度に「経済財政改革の基本方針2008」に基づき5名の恒久定員増を実施した。また、平成22年度に「経済財政改革の基本方針2009」に基づき7名を、平成27年度に「新成長戦略」に基づき3名を、平成31年度までの期限を付した臨時定員増としてそれぞれ実施した。

平成29年度を期限とする5名の入学定員について、平成31年度までの期限を付した再度の入学定員増を行い、平成30年度の入学定員を再度の定員増を行わなかった場合の105名から110名に変更する。

これにあわせて、収容定員についても平成31年度までの期限を付した臨時の入学定員増を踏まえ、再度の定員増を行わなかった場合の615名から625名に変更する。

### 2 収容定員変更の必要性

愛媛県は南北に広がり、北は瀬戸内海、南は四国山地、また、瀬戸内海及び宇和海には200余りの島々があり、海・山両方に挟まれ孤立した地理条件にある。人口は約140万人、面積は5,677km<sup>2</sup>、入り組んだ海岸は全国5番目の長さ(1,644km)となっている。

こういった地理的特異性から、医療事情も都市圏とは違った問題があり、愛媛県内でも特に郡部における高齢化やそれに伴う疾病の複雑化、要介護者の増加、生活習慣病の増加等、健康問題が益々多様化している。また、医療事情だけではなく風土の違いも大きい。このような地理的、歴史的な背景に立脚した医療の観点から、愛媛県郡部における環境や経済に基づく生活習慣病等に精通した医療を実践できる地域医療専門家を育成することが急務となっている。

このため、本学医学部医学科では、平成18年度から、特別選抜(推薦入試)の枠内に、愛媛県内の高等学校出身者を対象とした「地域特別枠自己推薦」5名

を導入した。この枠では、将来地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有し、地域社会において医学・医療発展に貢献出来る医師を目指す学生を募集しており、入学者選抜では面接の結果を重視して合否判定を行っている。平成21年度からは、この「地域特別枠自己推薦」（平成28年度からは「地域特別枠推薦」）によって選抜された入学者全員に対して愛媛県が奨学金（地域医療医師確保奨学金）を貸与している。これは、卒業後一定期間、愛媛県の指定する県内医療機関（市町立病院等）に勤務した場合には奨学金の返還が免除されるものである。

これらの取組を継続して実施することで、地域医療の担い手となる医師を育成し、愛媛県の医療を支える人材を輩出し続けるためにも、再度の定員増は必要不可欠な施策であると言える。

### 3 教育課程等の内容

#### (1) 地域医療への関心を高めるための卒前教育

##### ①教員組織

##### ・地域医療学講座及び地域サテライトセンターの活用

愛媛県との連携により、総合診療など地域医療教育システムの開発、地域医療を推進する医師養成のための研修プログラムの研究・開発、へき地を中心とする地域医療支援システムの開発を担当する講座として、平成21年1月に「地域医療学講座」を寄付講座として開設した。本講座の担当教員は、愛媛県内の農山村地域に設置する「地域サテライトセンター」を教育研究の活動拠点として、各学年での実習教育、卒後研修、生涯教育を実践することによって、地域医療重視の医師養成と、医師不足が深刻な地域の医師定着・地域医療の質の向上を目指している。

##### ②卒前教育カリキュラムの充実（資料1）

平成21年度入学生から、「地域特別枠自己推薦」によって入学する学生全員を対象として、「愛媛県へき地医療医師確保奨学金制度」及び平成21年度から開始した「地域医療医師確保奨学金制度」及び授業料免除による修学支援とともに、地域医療へのモチベーションの維持向上を目的とした以下のカリキュラムを適用している。さらに、地域医療学講座や地域医療支援センター（後述）の教員をチューターとして指名し、学生との定期的なコンタクトによって質問を解決し不安を解消する取組を行っている。

##### (ア) 介護等体験実習（1年次開講科目） （資料1中の（ア））

1年次の9月に1週間、医学科学生全員を対象に実施している。医学の専門知識を会得する前に医療及び高齢者福祉の現場を体験し、将来医師となる者としての自覚を高め、「患者の痛みのわかる」医師となるよう自らの学びを促進することを目的としている。地域医療に関する実習施設として、各地

域の愛媛大学医学部附属病院の連携病院や特別養護老人施設のほか、地域サテライトセンターを含む地域診療所の協力を得ている。「地域特別枠自己推薦」によって入学した学生は、全員が地域サテライトセンターにおいて実習を行い、地域医療を担うことへのモチベーションを高めている。

(イ) 研究室配属によるプライマリ・ケア実習（1～4年次開講科目）

（資料1中の（イ））

通常の医学科学生は1年次から4年次（2年次以降は選択）にかけて「医学研究」として、医学研究を中心とした実習に従事する。配属先の研究内容には、医学部が位置する東温市及び同市医師会の協力を得て、有床診療所を中心としたプライマリ・ケアの体験実習も含まれる。また、地域医療学講座及び地域サテライトセンターの機能を活用して、地域サテライトセンターの機能と教員を活用したより質の高い地域医療教育を行っている。

(ウ) 社会医学実習（4年次開講科目）

（資料1中の（ウ））

4年次の前期から後期にかけての必修科目として開講している。主に地域医療の現場でのフィールドワーク・フィールド調査を通して、愛媛県内の保健・医療・福祉のニーズについて学ぶことを目的としている。特に、「地域特別枠自己推薦」によって入学した学生を含む地域医療に関心の高い学生を対象として地域医療学講座の教員が担当し、へき地等の地域医療の現場のかかえる課題を現場における実習を通じて学生自らに見いださせ、解決策を模索させることでより高い教育効果を得られるようにしている。

(エ) 地域医療機関における臨床実習の取り組み（5～6年次開講科目）

（資料1中の（エ））

5年次では、医学科学生全員が全臨床科を廻る臨床実習（導入型臨床実習）を実施している。その中で、地域臨床実習については、学生全員を地域医療学講座の教員が常駐する地域サテライトセンターに1週間配属し、地域医療を現場で体験させるプログラムを設定している。また、これまで6年次の前期に行われる選択必修制の臨床実習の枠内で、地域の中・小規模病院（辺地の医療機関を含む）でのクリニカル・クラークシップ型臨床実習を行ってきたが、現在は、学生全員が愛媛県内の連携病院で2週間の実習を必須とした。

以上の取り組みにより、附属病院などの大規模病院では経験できない症例や地域住民との交流を学ばせ、地域医療に対する理解と情熱をより深化させることを目指す。

(2) 地域医療に従事する医師を定着させるための卒業後の取り組み

① 研修支援組織の充実

・総合臨床研修センター及び地域医療支援センターの設置、充実（資料2）

医師の卒後臨床研修を担当する部署として、平成14年度に附属病院内に「総合臨床研修センター」を設置した。同センターは医学部附属病院及び愛媛県下の臨床研修指定病院の連携による研修プログラム（アイプログラム（資料3））及び研修ネットワーク（アイネットワーク）の中核となっている。その成果として、卒業生の約半数は愛媛県内で初期臨床研修を行っている。また、愛媛大学の初期研修プログラムのマッチ率は中国四国エリアで常に1、2位を保っており、全国的に見ても高いマッチ率となっている。

・愛媛県保健医療対策協議会への参画、地域医療支援センターの設置

（資料4-1，4-2）

平成19年度から愛媛県内の医師の確保をはじめ医療の確保について協議する本協議会に医学部長及び病院長が参画し、愛媛県と共に小児科・産科の集約化・重点化、医師確保対策への必要な方策に取り組んでいる。また、地域医療支援センターの設置により、愛媛県内の地域医療の充実（地域医療に従事する医師を確保し、その定着を図ることにより、医師の地域偏在を解消）をさらに進めつつある。

②研修医等教育プログラム（資料2）

「愛媛県奨学金受給者」を対象として、地域医療を実践するに十分な能力を備えることができ、また、将来の地域定着が安定的に行われることを念頭に臨床研修プログラムを設定している。さらに、一般の研修医を対象としても、地域医療に関する研修が行えるようなプログラムを実施している。

（ア）初期臨床研修

医学部附属病院及び愛媛県下の臨床研修指定病院の連携による研修プログラム（アイプログラム）では、2年間の初期臨床研修では、総合臨床研修センターを中心に地域保健・医療の研修を1ヶ月に加えて3ヶ月の期間で研修ができ、かつ50以上の地域医療の協力施設・病院で研修可能な地域医療を重視したプログラムを実施している。

（イ）専門医の育成

・専門研修（後期臨床研修）

初期研修終了後の専門研修においても、「愛媛県奨学金受給者」及び地域医療専門コースを希望する医師に対して、愛媛大学の総合臨床研修部門及び地域サテライトセンターを実践の場とし、地域医療に特化した専門医養成（総合診療専門医等）を行うプログラムを実施するとともに、地域医療に特化した専門医養成を行っている。また、総合診療専門医をはじめ愛媛県内で不足している各診療科（産科、外科等）の専門医の育成・充実に

も大学の各部署と連携し積極的に努めている。

#### (ウ) 生涯教育

地域医療専門医として育成され、地域医療を実践しつつある医師の生涯教育を行う場として、医学部附属病院内の地域医療支援センターや地域サテライトセンターと連携できる生涯教育拠点病院を各医療圏に設置・指定し、充実した医師生涯教育が行えるシステムを構築する。地域医療に従事した医師が生涯教育拠点病院と有機的に結びついて実践的な臨床教育を適切にかつ継続的に受けるシステムにより、医師の臨床能力の維持・向上が常に図られ、結果として地域住民が医療の進歩の恩恵を十分に受けられることを目的とする。

また、医学部附属病院では研修登録医の受け入れを積極的に行い、研修診療科に応じた指導教員を個々に定めて充実した研鑽の場を提供し、地域医療を行いながら医師のさらなる臨床能力の向上が図れるように工夫している。

#### 4 その他の医師の地域定着のための取り組み

##### ・女性医師のキャリア支援プログラム（資料5）

女性医師の離職を防ぎ、復職を積極的に支援することによって地域医療に貢献できる医師を確保する目的で、女性医師キャリア支援プログラム「地域のマドンナ・ドクター養成プロジェクト」を平成19年度から実施している。愛媛県医師会女性医師部会とも連携し、様々な理由で一旦離職した女性医師の段階的な復職を支援する研修を総合臨床研修センターがコアとなって提供できる体制を構築している。

また、復職に向けた研修中の女性医師を、上級医師や学外の医師によるメンターが支援する体制としている。これらのメンターが学部学生のキャリア形成に関する相談にのる取り組みも総合医学教育センターを中心にして既に軌道に乗っている。

# 医学部医学科 カリキュラムマップ

2016 April

初期臨床研修

国家試験

卒業試験 (PCC-OSCEを含む)

(エ)

選択型臨床実習 (全診療科, 学外施設での実習を含む)

医療行為の技能と態度,  
医療チームワークを養う実習系科目群  
(DP2-4-1-5-1-5-2, 緑)

重  
信  
目  
教  
育  
講

導入型臨床実習

preBSL (臨床実習前学習) 東洋医学

共用試験 = CBT (主に知識・思考領域) + OSCE (主に態度・技能領域)

英語でのコミュニケーション  
能力を養う科目群  
(DP5-2, 橙+青)

臨床医学の基礎と実践を学ぶ科目群  
(DP1-1-2-2-4-1-5-1)

診断学実習

幅広い教養(DP1-2, 橙),  
リサーチマインド(DP3-1-4-2, 黄)  
を養う科目群

5・6年次

4年次

3年次

2年次

1年次

医学英語  
(選択)

(ウ)  
P  
B  
L  
チ  
ュ  
ー  
リ  
ア  
ル  
(演  
習)  
[社会医学系科目(講義+実習)]  
4年次 公衆衛生学  
3年次 法医学

[臨床医学系科目(講義)]

4年次  
小児科学, 産科婦人科学, 皮膚科学, 脳神経外科学, 整形外科学,  
泌尿器科学, 眼科学, 耳鼻咽喉科学, 歯科口腔外科, 地域医療学

3年次  
内科学, 臨床腫瘍学, 臨床検査医学, 老年医学, 薬物治療・開発学,  
神経精神医学, 外科学, 放射線医学, 麻酔・周術期学, 救急医学,

医師としての専門分野である医学の基礎と臨床を学ぶ科目群  
(DP1-1・2-1, 青)

[基礎医学系科目(講義+実習)]

応急処置, 人体構造学(解剖学, 組織学), 人体生理学, 薬理学,  
免疫学, 遺伝学, 病原生物学(ウイルス学, 細菌学, 寄生虫学), 病理学

医用電子

課題発見・問題解決能力  
を養う演習科目  
(DP2-2-3-1)

医学を支える基礎的な知識を学ぶ科目群  
(DP1-1, 橙+青)

[共通教育科目]

社会力入門 情報リテラシー入門  
日本語リテラシー入門 愛媛学  
こころと健康 スポーツ 新入生セミナー

[専門基礎科目]

化学生物学 物理学  
物理化学 統計学  
基礎医学展望

[基礎医学系科目(講義+実習)]

分子細胞生物学 (生化学・細胞学)

(ア) 介護体験実習

(イ)

医  
科  
学  
研  
究

先端基礎医学・先端医療学

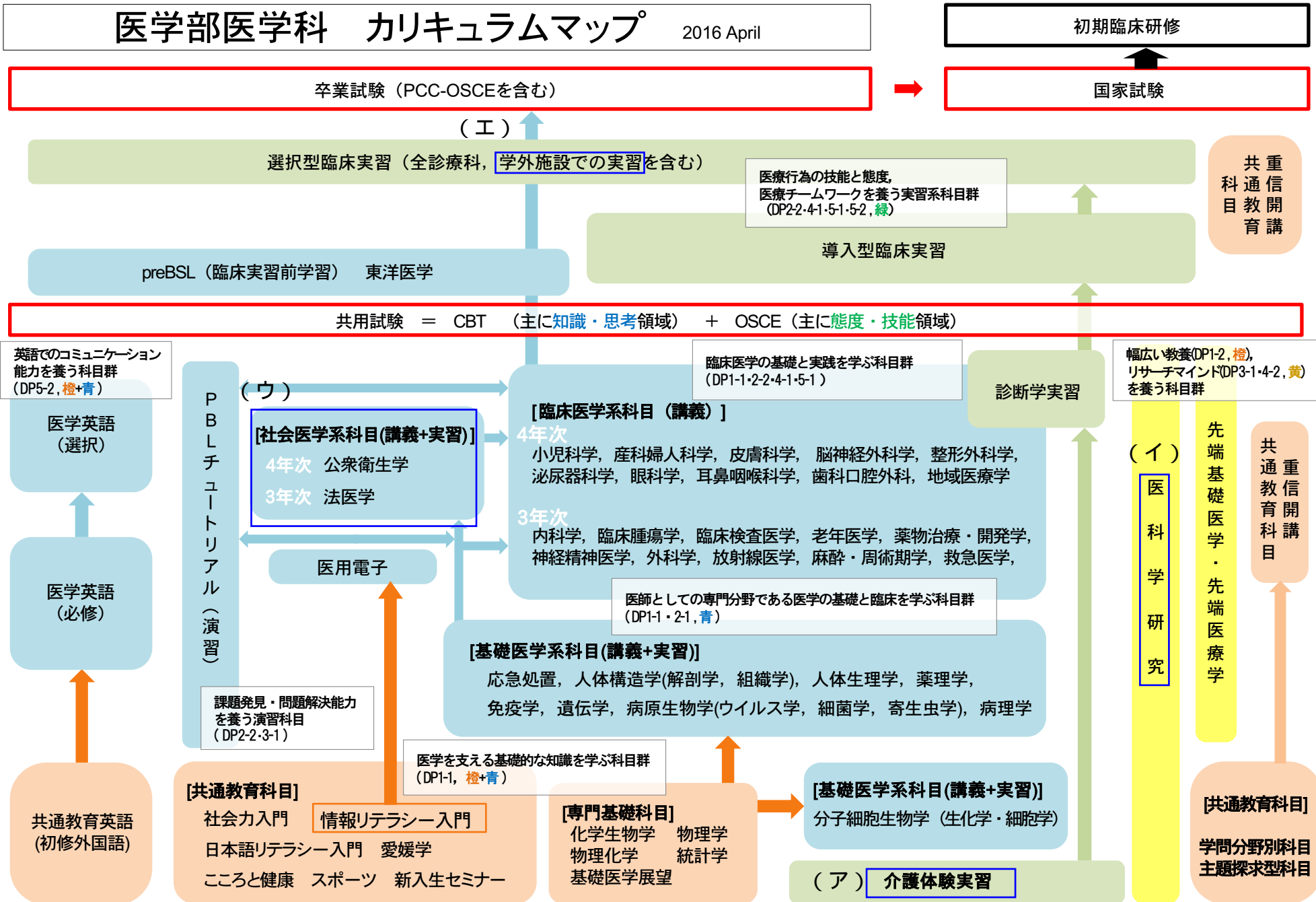
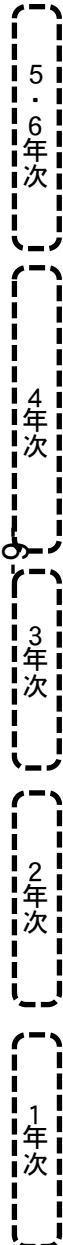
重  
信  
目  
教  
育  
講

[共通教育科目]  
学問分野別科目  
主題探究型科目

共通教育英語  
(初修外国語)

医学英語  
(必修)

P  
B  
L  
チ  
ュ  
ー  
リ  
ア  
ル  
(演  
習)



# 地域枠医師奨学生のキャリア支援

○初期研修(2年)

↓ 愛媛大学病院内および希望する地域病院

○後期研修(3~5年)(専門医養成)

医局・講座に加入・・・**県中核・地域中核病院**  
(専門診療科または地域医療学講座)

\* 地域総合診療コース(地域医療貢献の病院)

\* 専門医育成コース(各科指導医有の専門研修病院)

○義務的年限(4年)

**各地区の中核・拠点病院**

(医学論文博士の授与可能)



愛媛県内で活躍！

自由選択(大学/勤務医・大学院入学・開業) 、**生涯教育は継続**



## 理念

地域、国内外に視野を持てる  
幅広い医師の養成  
(愛媛で育ち、世界に羽ばたく医療の創造という理念)

## 特徴

資料3

- 1) 高いレベルの研修内容 (指導医数やCPCなどの症例が豊富)
- 2) 研修医・学生とともに創るプログラム (希望を尊重した豊富なプログラム)
- 3) 病院・地域が全員参加・支援するシステム (研修医へのバックアップの充実)
- 4) 総合臨床研修センターが全面的にサポート



### 研修プログラムのスケジュール例

< 1年目の研修を愛媛大学医学部附属病院で行う場合 (希望を尊重) >

1年次・愛媛大学医学部附属病院				2年次・愛媛大学医学部附属病院	
内科 (6ヶ月)	救急部門 (3ヶ月)	精神科 (1ヶ月)	選択必修 (2ヶ月)	地域医療 (1~3ヶ月)	選択科 (愛媛大学医学部附属病院 3~11ヶ月) (協力型病院および協力施設 最大6ヶ月)

< 1年目の研修を大学以外の研修開始病院で行う場合 (希望を尊重) >

1年次・大学以外の研修開始病院				2年次・愛媛大学医学部附属病院	
内科 (6ヶ月)	救急部門 (3ヶ月)	精神科 (1ヶ月)	選択必修 (2ヶ月)	地域医療 (1~3ヶ月)	選択科 (愛媛大学医学部附属病院 9~11ヶ月)

研修開始病院： ①愛媛県立中央病院 ②松山赤十字病院 ③松山市民病院  
④済生会松山病院 ⑤済生会今治病院 ⑥市立宇和島病院

# 臨床研修プログラム (アイプログラム)

## ◆ 研修医に愛をもって接するアイ (愛) プログラム ◆

愛媛大学医学部附属病院の臨床研修プログラムは、2年間の研修のうち1年目を愛媛大学医学部附属病院で行うコースと1年目を大学以外の研修開始病院において研修を行うコースの2つのパターンに分けて研修が行えます。また、数多くの研修病院・施設とも連携しています。将来小児科医・産婦人科医になることを希望する研修医を対象とした小児科コース・産婦人科コースも設けています。



## アイネットワーク

研修内容・環境をよりよくするため、アイネットワーク（出身大学を問わず県下の研修医の大半が登録）登録研修医を集めて、情報交換会を総合臨床研修センターが開催しています。研修医間共通の問題から各病院自体の問題まで幅広く話し合っています（当センターを介して問題解決に努めています）。

## 研修環境

研修整備にも恵まれ、多くのシミュレータを備えて各自の技術の向上に努め、さらに各科で国内初の手術手技トレーニングセンターにて、ご遺体による手術手技研修（キャダバートレーニング）が行えます。指導医講習会も毎年開催し、研修医に対する指導システムの向上にも努めています。

## 専門研修プログラム ～新専門医制度に対応した19基本診療領域のプログラムを作成～

愛媛大学医学部附属病院では、新専門医制度に対応した19基本診療領域すべてのプログラムを作成しています。愛媛県内の多くの病院と連携をとりながら専門医の資格を取得できる体制を整え、初期臨床研修修了後もしっかりとサポートします。専門を決めかねている場合は、3年目以降も総合臨床研修センターの医師として各診療科をローテイトすることもできます。

**愛媛大学医学部附属病院では、明日の医療を担う研修医を募集しています。  
愛媛大学で愛のある研修を始めませんか！**



医師確保等の  
方針

取組状況報告

## 《地域医療支援センター》

### ○業務

- (1) 地域枠等若手医師のキャリア形成支援
- (2) 医師不足病院の支援
- (3) 医師不足状況等の把握

### ○体制

センター長、副センター長、その他職員  
(専任医師1名、専従職員2名 → 委託費対象職員)

### ○運営

学内・県等で構成する「運営委員会」にて業務方針  
を決定

キャリア形成支援

奨学金貸与生等  
(地域枠・短期奨学金)

奨学生医師等を  
活用した診療支援

医師不足状況等の  
把握

地方拠点病院等  
(医師不足病院)

# 地域医療支援 センターの構成図

愛媛県地域医療支援センター運営委員会

## キャリア形成支援部会

### 《業務》

- 奨学生医師等ヒアリング資料及び医師不足状況・配置要望資料等をもとに、義務内配置(案)の作成
- 地域枠等若手医師のキャリア形成支援

※ 義務内配置先は、運営委員会で審議の上、県知事が最終決定。

### 《構成》

- 大学、県、地域研修病院、医師会、自治医大同窓会 等

## 医師確保支援部会

### 《業務》

- 医療機関ごとの奨学生医師等配置要望を取りまとめ、配置先医療機関の検討
- ※ 資料を取りまとめ、奨学生医師等の配置案作成に反映。
- 医師不足状況等の把握・分析並びに医師不足病院の支援策の検討及び具体化(医師募集を含む。)

### 《構成》

- 県、市町、大学、地域基幹病院、医師会 等

# Prologue

私たちの病院は、「患者様から学び、患者様に還元する」という医学部建学以来の精神を礎に、愛媛から世界に伸びる大学病院として社会に貢献したいと思っています。

近年、医師全体に占める女性医師の割合が増加してきました。しかし出産はもちろん、育児も母親が主体である実情・意識は変わっていません。出産や育児でキャリアが途絶する事例も多くあります。

そこで「マドンナ・ドクター養成プロジェクト」は、女性医師が長くキャリアを築き、女性ならではのセンスやアイデアを社会に生かしていただくため、育児中でも働きやすい環境を整備し、制度及び意識の面からもサポートし、段階的に復職に向かえるようなプログラムを作成します。

女性医師の方々と一緒に、当院は、患者さんが身体も心も癒やしていただけるような病院を作っていきたいと思っています。

愛媛大学医学部附属病院長  
檜垣 實男

## ー全面的に応援しますー

総合臨床研修センターは、マドンナドクター各個人の育児・診療スケジュールを希望に応じて細かく調整・配慮し、皆さんを全面的に応援いたします。当センターの医師として所属勤務時間・曜日を相談させてもらいながら、各診療科に配置したメンター指導医とともに連携し、皆さんには日々充実した子育てと診療技術の向上を目標に活躍してもらいたいと思います。最先端の医療技術の修得を行いながら、ぜひ育児も充分行えるこのプロジェクトを積極的にご利用ください。

総合臨床研修センター長 高田清式

私たちといっしょに...

1,2ヵ月仕事から離れただけでも復帰にはブランクの重圧を感じます。休職の期間が長くなればなるほど復帰の敷居は高くなりますが、部分復帰で慣らしていけば、不安を減らすことができます。お互いにサポートしあって仕事を続けていきましょう。

メンター指導医  
皮膚科 藤山 幹子

大学生の頃、子供を産んだ後は医師として仕事を続けることは難しいと思っていました。それが現在、フルタイムではありませんが、専門的なことも学びながら仕事を続けることができ、また仕事柄、出産・育児を経験したことで日々の診療に活かすこともできています。育児に家事、そして仕事と欲張りしている分、大変なこともあります。子供を預けることにも抵抗がありましたが、あいあいキッズにて楽しく遊び、そしていろいろなことを覚えて帰ってくるのを見て、安心して働くことができています。ぜひ、このプロジェクトを利用し、少しずつでも医師を続けていただければと思います。

産婦人科 小泉絵理

現在マドンナドクター制度を利用して頂いて5年目です。あいあいキッズにも1年間お世話になり、この制度に非常に助けられています。出産後、家庭の事情で悩む女性医師は多いと思います。私もそうでしたが、この制度で働いてみてとてもよかったです。マドンナ制度があったから、仕事ができる、子供との時間も持つことができたと思っています。女性医師が働きやすい環境を一生懸命考えてくれるこの取り組みに感謝です。

皮膚科 石川真奈美

## 女性医師の新しい働き方

地域のマドンナ・ドクター  
プロジェクト

屋根瓦式メンター制度に支えられた女性医師キャリア支援プログラム



患者様から学び、患者様に還元する病院  
愛媛大学医学部附属病院

〒791-0295 愛媛県東温市志津川  
愛媛大学医学部附属病院総合臨床研修センター  
Tel.089-960-5098 URL <http://www.hsp.ehime-u.ac.jp/>

# 私たちと一緒に一歩踏み出してみませんか！

出産や育児等により、やむなく離職せざるを得なかった貴方、また離職を考えている貴方。

「子どもが小さいから無理かな。  
でも、医療の現場に復帰したい。」  
「フルタイムは無理かもしれないけど、  
医師として働きたい。」

そんな貴方の声にお答えするプロジェクトがあります。  
具体的には、右のような支援を実施します。

- 総合臨床研修センターに所属し、希望する診療科で段階的に復職に向かえるような貴方だけのプログラムを作成します。
- 希望診療科で研修するために一人に一人ずつ、世話役としてメンターを確保し、自信につながる診療技術や専門知識の獲得を支援します。
- できるかぎり個々のニーズに合わせた勤務体制がとれるように配慮します。
- 敷地内の院内保育施設(あいあいキッズ)や地域の育児支援制度を利用することで、子どもを預けながら働くことができます。

### 【保険】

社会保険・・・1週間に29時間以上勤務する場合  
雇用保険・・・1週間に20時間以上勤務する場合

### 【給与】

勤務時間に応じた給与を支給

## 勤務体制の支援

医員のパート勤務新設

## 研修プログラム

1. 知識をもどす
2. 技術をもどす



同僚に迷惑を  
かけたくない

子どもが可愛い

職場に  
復帰したい

将来のキャリアに  
不安

医師としての誇りを  
持って働きたい

家族に迷惑を  
かけたくない

## ■働く女性医師サポート体制

### ■あいあいキッズ

敷地内にある院内保育施設(大学職員専用)です。  
乳幼児(0～6歳)保育、学童保育をしています。  
(病児保育も可能)

- ◎乳幼児(0～6歳) 定員 80人
- ◎学童(小学生1～6年生) 定員 15人



#### <保育時間>

- ・基本保育 7:30～18:30
- ・延長保育 6:30～7:30, 18:30～20:30
- ・夜間保育 水・金曜日の18:30～翌日7:30  
(ただし、学童は金曜日のみです。)

#### <休所日>

日曜日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

#### <お問合せ>

あいあいキッズ事務室  
TEL&FAX :089-960-5945



### ■あいサポート

愛媛大学医学部に勤務する女性医師および女性研究者が長くキャリアを築けるようライフ&ワークをサポートします。

### ■県医師会女性部会

愛媛県の女性医師の仕事と家庭の両立を支援  
女性医学生と研修医をサポート  
非就業女性医師の発掘とコンサルタント窓口  
以上のような事業を行っています。

平成 30 年度  
医学部入学定員増員計画

愛大医総第 413 号  
平成 29 年 7 月 18 日

文部科学省高等教育局長 殿

国立大学法人  
愛媛大学長 大橋 裕一



「地域の医師確保等の観点からの平成 30 年度医学部入学定員の増加について（平成 29 年 7 月 10 日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

< 連絡先 >

責任者連絡先	職名・氏名	愛媛大学医学部総務課長 武智 和康
	TEL	0 8 9 - 9 6 0 - 5 1 2 0
	FAX	0 8 9 - 9 6 0 - 5 1 3 1
	E-mail	msoumu@stu.ehime-u.ac.jp

### 1. 現在（平成 29 年度）の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
110名	5名	0名	676名

(収容定員計算用)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
(ア)入学定員	107	107	107	110	110	110	651
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	—	25
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0

### 2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の平成 30 年度の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
105名	5名	0名	615名

(収容定員計算用)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	計
(ア)入学定員	105	105	95	95	95	95	590
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	—	25
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0

### 3. 平成 30 年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
110名	5名	0名	625名

(収容定員計算用)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	計
(ア)入学定員	110	110	95	95	95	95	600
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	—	25
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0

↓内訳

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増 5名

ア. 対象都道府県名及び増員数

大学が所在する都道府県	(都道府県名)	5名
-------------	---------	----

大学所在地以外の都道府県	(都道府県名)	名
--------------	---------	---

(2) (1)のうち平成 29 年度で終了する医学部入学定員の暫定措置の延長に係る入学定員／編入学定員増 5名

ア. 対象都道府県名及び増員数

大学が所在する都道府県	(都道府県名)	5名
-------------	---------	----

大学所在地以外の都道府県	(都道府県名)	名
--------------	---------	---



(3) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増 \_\_\_\_名

ア. 連携する大学

(4) 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例 \_\_\_\_名

ア. 歯学部の削減人数 \_\_\_\_名

(歯学部入学定員：29年度 \_\_\_\_名→30年度 \_\_\_\_名)

\* 編入学定員の削減の場合はその旨付記して下さい。

#### 4. 地域の医師確保のための入学定員増について

① 大学が講ずる措置	<p>通知2(1)記載の「大学が講ずる措置」に係るこれまでの取組について記入して下さい。</p> <p>平成18年度から、特別入試（推薦入試）の枠内に、愛媛県内の高等学校出身者を対象とした「地域特別枠自己推薦」（平成28年度からは「地域特別枠推薦」）を導入し、将来、地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有し、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指すものを選抜してきた。既に、30名を超える医師を地域の医療機関に輩出しており、喫緊の課題である地域における医師不足の解消に向け、重要な施策となっている。</p> <p>また、平成21年度からは愛媛県との連携により、「地域特別枠自己推薦」（平成28年度からは「地域特別枠推薦」）で入学したものの全員に「地域医療医師確保奨学金」を貸与している。</p>
	<p>通知2(1)記載の「大学が講ずる措置」に係る平成30年度以降の取組について具体的に記入して下さい。</p> <p>県内における医師不足の解消のみならず、医師の地域遍在の解消に向けて、愛媛県の策定する地域医療再生計画に基づく地域の医師確保に係る奨学金を活用し、平成29年度で終了する医学部入学定員の暫定措置による入学定員増5名を維持したい。9月中旬に公表する平成30年度推薦入試学生募集要項では、「地域特別枠推薦」の募集人員を平成29年度と同じ20名と記載し、県内の高等学校長からの推薦書と自己推薦書を併用した推薦入試で選抜したいと考えている。</p>

② 地域医療を担う医師の養成に関する取組

①のほか、地域枠の学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からこれまでの取組について記入して下さい。

・ **地域医療の拠点となる寄附講座及び地域サテライトセンターを設置**

愛媛県との連携により、平成 21 年 1 月に地域医療教育システムの開発、地域医療を推進する医師養成のための研修プログラムの研究・開発、へき地を中心とする地域医療支援システムの開発を担当する講座として「地域医療学講座」を設置している。本講座は、本学と、農山村地域に設置する二カ所の「地域サテライトセンター」を教育研究の活動拠点として、各学年での実習教育、卒後研修、生涯教育を実践することによって、地域医療重視の医師養成と、医師不足が深刻な地域での医師定着・地域医療の質の向上を目指している。

また、四国中央市および八幡浜市との連携により設置した「地域医療再生学講座」および「地域救急医療学講座」では、各市からの要望に応えるため、地域医療の質向上及び医師養成の拠点となる取組を実践している。

・ **地域医療支援センターの設置**

愛媛県からの委託により、平成 24 年 4 月に地域医療に従事する医師を確保し、その定着を図ることにより、医師の地域偏在を解消することを目的に、医学部附属病院地域医療支援センターを設置した。

本センターでは、愛媛県内の医師不足の状況等を把握するとともに、県内医療機関からの要望を踏まえ、地域医療奨学生を含めた全ての若手医師のキャリア形成に配慮しながら、地域の医療機関を支援している。

同センターの特色ある取組として、①将来、地域医療を担う医師を目指す医学生に、早い段階から地域医療の実情に触れ、実感する機会を設けることを目的に、地域病院を訪問する地域連携バスツアーを年に複数回実施している。②県内各地域の医療体制の現状と展望、地域医療における機能分担や医療連携等の今後の方向性について、行政、県内病院等の関係者との共通認識を高めるため、地域医療再生セミナーを毎年 1 回開催している。ことなどが挙げられる。

上記の観点から平成 30 年度以降新たに行おうとする（又は拡充しようとする）取組について記入して下さい。

・ 地域医療の崩壊のリスク要因には、医師不足の他に診療科の偏在の問題があることから、この問題の是正のためのワーキンググループを立ち上げ、検討することとしている。

③ 都道府  
県等との  
連携

通知 2 (2)記載の「都道府県が講ずる措置」について、奨学金の設定主体及び支給額（月額及び卒業までの総支給額）、返還免除の条件、支給対象及び在学中の学生に対する都道府県の相談・指導、卒後のキャリアパス形成等について具体的に記入して下さい。

また、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第 64 号）第 4 条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。

・ 愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与制度

【設定主体】 愛 媛 県

【支給対象】 愛媛大学医学部医学科入学生

【貸与期間】 大学在学期間（6年間を限度）

【貸与額】 入学料： 282,000 円（1年次のみ）

授業料： 535,800 円／年（1年次から5年次まで）

※ 6年次については『愛媛大学授業料及び寄宿料  
免除等取扱規程第 8 条』に基づき免除

生活費： 100,000 円／月（1年次から6年次まで）

総貸与額／一名当たり 10,161,000 円

【返還免除】 卒業後 9 年間（3年間の初期・後期研修期間を含む。）  
知事指定医療機関で勤務した場合

【選抜方法】 推薦入試の「地域特別枠推薦」で選抜することとなるが、併せて愛媛県の面接も実施し、奨学金の受給意思の確認を行う。

・ 在学中の学生への相談・指導

地域医療支援センター教職員が中心に、個々の在学学生に対し面接を綿密に行い、学生ごとにプロフィールを作成し（学生生活全般、在学中の進路希望、将来の医師としてのビジョン、希望する研修先の病院など）、指導している。必要に応じて県担当者、当該診療科・地域病院の関係者などと連携し、不安の解消や希望の再確認などを行っている。義務年限の終了後においても、この面接・プロフィールを将来のキャリアパスの充実にも繋げることも想定している。

・ 卒後のキャリアパス形成

後期臨床研修を受けようとする者は、当該研修開始の 3 月前までに後期臨床研修計画書に当該研修を実施する医療機関等の開設者又は管理者の承諾書を添えて、知事に提出し、その承認を受けることとなる。

後期研修では、愛媛県地域医療支援センター運営委員会が策定しているキャリア形成支援プログラムを通して、充実した研修が行えるよう相談・指導体制を整えている。

- ・都道府県計画等に位置づけることを約束する文書（別添pdf）  
別添のとおり

④ 都道府県が貸与する奨学金を貸与する者の選抜方法

上記の都道府県が貸与する奨学金について、どのような方法で対象学生を選抜するか、大学と都道府県との連携の在り方も含め、現時点の検討状況を具体的に記入して下さい。なお、複数の方法により選抜を行う場合は、そのすべての方法について、方法ごとの対象人数とあわせて記入して下さい。

選抜要項の文言から出願要件及び選抜方法を記す。

（出願要件）

- ・愛媛県内の地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有すること
- ・幅広い総合的な診療能力を身につけることを通して、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指していること
- ・合格した場合は入学を確約できること
- ・入学後に愛媛県の奨学金を受給し、卒業後に愛媛県知事が指定する医療機関において9年間以上勤務する義務に同意すること

以上の全てについて学校長が責任をもって推薦できる者で、以下のいずれかに該当するもの

- (1) 愛媛県内の高等学校を平成29年3月以降に卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者
- (2) 愛媛県内において通常の課程による12年の学校教育を平成29年3月以降に修了した者又は平成30年3月修了見込みの者

（選抜方法）

(1) 第1次選抜

小論文、面接、奨学金受給の確認の結果並びに提出された推薦書、自己推薦書及び調査書により選考し、33人程度を合格させる。

小論文は和文・英文で出題し、和文で記述させる。

※なお、愛媛県による個別面接を実施し、結果を合否判定に反映させている。

(2) 第2次選抜

大学入試センター試験の成績により合格者を決定する。

	<p>平成22年度以降に同様の枠組みで増員した人数についても、都道府県が貸与する奨学金の対象学生の選抜方法を記入して下さい。なお、複数の方法により選抜を行う場合は、そのすべての方法について、方法ごとの対象人数とあわせて記入して下さい。</p> <p>同上</p>
⑤ その他	<p>その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組について自由に記入して下さい。</p> <p>とくに、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、記入して下さい。</p> <p>・愛媛県内の高校への出張講義や、「愛媛大学医学部医学科入学者選抜に伴う愛媛県内の高校進路指導担当者との懇談会」においてこの制度の意義について説明することにより、「地域特別枠推薦」による入学者確保に努力している。</p>

29 医第 570 号  
平成 29 年 7 月 18 日

愛媛大学医学部長 様

愛媛県保健福祉部長  
(公印省略)

平成 30 年度医学部入学定員増に係る誓約書について

平成 29 年 7 月 10 日付け 29 文科高第 328 号及び医政発 0710 第 1 号に基づき、別添のとおり厚生労働省に誓約書を提出しましたので、お知らせします。

< 担 当 >

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課  
医療政策グループ 主任 横山秀生  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町 4 丁目 4-2  
TEL:089-912-2449 FAX:089-921-8004  
E-mail:yokoyama-hideo@pref.ehime.lg.jp

29 医第 570 号  
平成 29 年 7 月 18 日

厚生労働省医政局長 様

愛媛県保健福祉部長



平成 30 年度医学部入学定員増に係る誓約書

平成 29 年 7 月 10 日付け 29 文科高第 328 号及び医政発 0710 第 1 号に基づき、下記のとおり地域の医師確保等のための入学定員増を行うことといたしましたので、今後、地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第 4 条に規定する都道府県計画等への位置付けなど必要な手続きを速やかに行います。

記

- 1 増員数 5 名（平成 21 年度に開始された暫定的な緊急医師確保対策分の再度の定員増分。）
- 2 提携大学 愛媛大学
- 3 関係計画 今回の定員増について、地域の医師確保等に関する計画に盛り込むとともに、愛媛大学医学部が独自に設置する定員 5 名を含む 10 名の奨学金を設定する。（地域枠定員は計 20 名）

< 担 当 >

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課  
医療政策グループ 主任 横山秀生  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町 4 丁目 4-2  
TEL:089-912-2449 FAX:089-921-8004  
E-mail:yokoyama-hideo@pref.ehime.lg.jp

## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	オオハシ ユウイチ 大橋 裕一 <平成27年4月>		医学博士		愛媛大学長 (平成27年4月)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。